

補装具の購入・修理等費用助成 身 難

身体障害者（児）及び難病患者等の日常生活を容易にするため、補装具の購入、修理または借受け費用を助成します。

障 害 別	主 な 品 目
視 覚 障 害	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡
聴 覚 障 害	補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢 体 不 自 由	義手※1・義足※1・下肢装具※1・靴型装具※1・ 体幹装具※1・上肢装具※1・歩行器※1・ 車いす※2・電動車いす※2・姿勢保持装置※1・ 歩行補助つえ（T字状・棒状つえは除く）・ 重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児（18歳未満）	座位保持いす※1・起立保持具・頭部保持具・ 排便補助具

※1の品目（義肢、装具、姿勢保持装置は完成用部品）は、借受けが利用できる場合があります。成長に伴う短期間での交換などに適しています。詳しくは各相談係にお問い合わせください。

※2 車いす、電動車いすは内部障害の方も対象となる場合があります。

【対 象】

- 各品目に対応する身体障害者手帳をお持ちの方
 - 難病患者等で身体障害者手帳をお持ちの方と同程度の障害と補装具の必要性のある方
- ただし、介護保険の福祉用具等の他制度が優先されます。

また、世帯の所得制限があります。

18歳未満の児童は、保護者の所得による制限はありません。

【手 続】

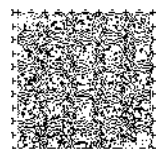
購入等の前に各相談係で補装具費の支給決定を受けていただきます。原則として東京都心身障害者福祉センターの判定（18歳未満の児童は、指定育成医療機関の医師の意見書等）が必要です。詳しくは各相談係にお問い合わせください。

【マイナンバーについて】

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

【費 用】 世帯の所得に応じて自己負担があります。

問い合わせ	
（〒114地域にお住まいの方）	
障害福祉課 王子障害相談係 ☎	3908-1358 FAX 3908-5344
（〒115地域にお住まいの方）	
障害福祉課 赤羽障害相談係 ☎	3903-4161 FAX 3903-0991



中等度難聴児への補聴器購入費用助成

身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない難聴児へ補聴器購入費を助成します。
※修理の助成はありません。

【対 象】

以下の全ての要件に該当する方

- 1 北区内に住所があり、18歳未満の児童であること
- 2 身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象とならない者であること
- 3 両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上の者であって、補聴器を装用することにより、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの

【手 続】

購入前に各相談係で補聴器購入費の支給決定を受けていただきます。詳しくは各相談係にお問い合わせください。

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

【費 用】

世帯の所得に応じて自己負担があります。

問い合わせ

(〒114地域にお住まいの方)	
障害福祉課 王子障害相談係 ☎	3908-1358 FAX 3908-5344
(〒115地域にお住まいの方)	
障害福祉課 赤羽障害相談係 ☎	3903-4161 FAX 3903-0991

日常生活用具の購入費用助成

身 知 精 難

在宅の障害者（児）で障害者手帳等をお持ちの方の日常生活を容易にするために、次のような日常生活用具の購入費用を助成します。

※世帯の所得に応じて自己負担があります。

※世帯の所得制限があります。

※購入された後の助成は行っていませんので、必ず事前にご相談ください。

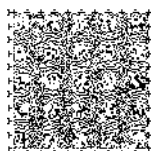
※用具の購入費用の助成は、修理不能の場合を除いて、原則として一世帯あたり同一の用具の種目について1件までです。

※一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

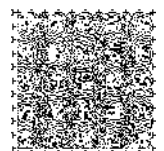
※介護保険の福祉用具等の他制度が優先されます。

※用具の詳細については北区ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.kita.tokyo.jp/s-fukushi/kenko/shogai/teate/jose/josei-10.html>

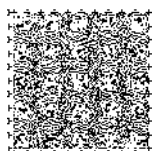


種目	対象者	性能
特殊寝台	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者 ② 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があり、かつ、自力で立ち上がることができない者（医師の意見書を要する。）	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの
特殊マット	① 原則として3歳以上の愛の手帳の交付を受けた知的障害者（児）で、障害の程度が1度又は2度の者 ② 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者	床ずれによるじょくそう等を防止のためマット（寝具）にビニール等を加工したもの
	③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。） ④ 難病患者等で寝たきりの状態にある者（医師の意見書を要する。）	失禁による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの
特殊尿器	① 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。） ② 難病患者等で自力で排尿できない者（医師の意見書を要する。）	尿が自動的に吸引されるもので障害者（児）又はその介護者が容易に使用し得るもの
（湯沸器含む） 浴槽	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者	浴槽は実用水量150リットル以上のもの 湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され浴槽の性能に応じたもの
入浴担架	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの

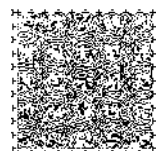


5 日常生活援助

種目	対象者	性能
体位変換器	①学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者（衣服交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。） ②難病患者等で寝たきりの状態にある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）の体位を変換させるに当たって、その介護者が容易に使用し得るもの
移動用リフト	①原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者 ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があり、かつ、自力で立ち上がることができない者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）を移動させるに当たって、その介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
移動用リフト スリングシート	移動用リフト対象者と同じ。ただし、上記②の対象者で、北区から移動用リフトの支給を受けている者は医師の意見書を要しない。	当初に購入の製品と同等の性能を有するもの。
入浴補助用具	①原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害者（児）で、入浴に介助を要する者 ②難病患者等で入浴に介助を要する者（医師の意見書を要する。）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又はその介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。
ポータブル トイレ	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者 ②難病患者等で常時介護を要する者（医師の意見書を要する。）	手すりのついた腰かけ式のもの。ただし、取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。

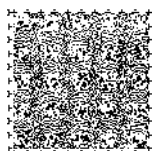


種目	対象者	性能
棒状・丁字状・つえ	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、平衡機能障害、下肢・体幹機能障害又は移動機能障害のある者	十分な強度を有するもの
移動・移乗支援用具	①原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢・体幹機能障害を有する者のうちで、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等で、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。
頭部保護帽	①身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で、頻繁に転倒する者 ②知的障害者（児）又は精神障害者で、てんかん発作等により頻繁に転倒する者（医師の意見書を要する。）	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの
特殊便器（温水洗浄便座）	①原則として学齢児以上の愛の手帳の交付を受けた知的障害者（児）で、障害の程度が1度又は2度の者（自ら排便の処理が困難な者（児）に限る。） ②原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、上肢機能障害の程度が1級又は2級の者 ③難病患者等で上肢機能に障害があり、かつ、自ら排便処理が困難な者（医師の意見書を要する。）	温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）の介護者が容易に使用し得るもの（取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。）

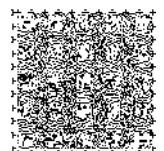


5 日常生活援助

火災報知器	①身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級又は2級の者 ②愛の手帳の交付を受けた知的障害者（児）で、障害の程度が1度又は2度の者 （①及び②のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。） ③ 18歳以上の精神障害者手帳の交付を受けた者で障害の程度が1級又は2級の者 （障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの
自動消火器	①身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級又は2級の者 ②愛の手帳の交付を受けた知的障害者（児）で、障害の程度が1度又は2度の者 （①及び②のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。） ③ 18歳以上の精神障害者手帳の交付を受けた者で障害の程度が1級又は2級の者 （障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。） ④火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯（医師の意見書を要する。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの
清浄空気器	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの
クーラー	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸椎損傷等により体温調節機能を喪失した者（医師の意見書を要する。）	障害者が容易に使用し得るもの

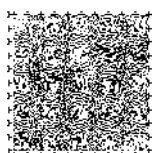


電磁調理器	① 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者 ② 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢機能障害の程度が1級又は2級の者 ③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者 ④ 18歳以上の愛の手帳の交付を受けた者 ⑤ 18歳以上の精神障害者手帳の交付を受けた者 (①～⑤のいずれも障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。)	コンロ型で障害者が容易に使用し得るもの
歩行時間延長信号機 小型送信機	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの
聴覚障害者用 屋内信号装置	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害の程度が2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの
透析液加温器	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けたじん臓機能障害者(児)で、人工透析を必要とする者(自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。)(医師の意見書を要する。)	自己連続携行式腹膜灌流法による人工透析に使用する加温器で一定温度に保つもの
ネブライザー (吸入器)	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者 ② ①と同程度の障害を有する身体障害者(児)(所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合)で医師が必要と認める者(医師の意見書を要する。) ③ 難病患者等で呼吸器機能に障害のある者(医師の意見書を要する。)	障害者(児)が容易に使用し得るもの

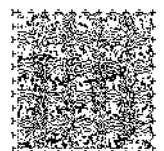


5 日常生活援助

(足踏み式、充電式等) たん吸引器 (電気式又は非電気式)	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者 ② ①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ③難病患者等で呼吸器機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）が容易に使用し得るもの
ネブライザー 一体型 吸引器	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者 ② ①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ③難病患者等で呼吸器機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）が容易に使用し得るもの
視覚障害者用 体温計 (音声式)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの
音声式 血圧計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級であり、常時血圧管理が必要と認められる者。ただし、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。（医師の意見書を要する。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの
視覚障害者用 体重計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者（視覚障害者のみの世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの

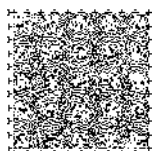


動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	①原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者 ② ①と同程度の障害を有する①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ③難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な呼吸器機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者（児）又は難病患者等が容易に使用し得るもの
正弦波インバーター 発電機	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、人工呼吸器を使用し、呼吸器機能障害の程度が3級以上である者 ② ①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で、人工呼吸器を使用し、医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ③難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な呼吸機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）若しくは難病患者等又はそれらの介護者が容易に使用し得るもので、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの
ポータブル電源 (蓄電池)	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、人工呼吸器を使用し、呼吸器機能障害の程度が3級以上である者 ② ①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で、人工呼吸器を使用し、医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ③難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な呼吸機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）若しくは難病患者等又はそれらの介護者が容易に使用し得るもので、運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの
DC(ACインバーター) (カーインバーター)	正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）の対象者と同じ	障害者（児）若しくは難病患者等又はそれらの介護者が容易に使用し得るもので、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの
携帯用 会話 補助装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）で音声言語の著しい障害を有する者	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの

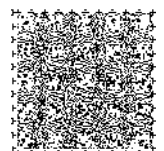


5 日常生活援助

情報・通信支援用具	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級若しくは上肢機能障害の程度が1級又は2級であり、パソコン等の使用により社会参加が見込まれる者	（視覚障害者） 画面音声化ソフト、画面拡大ソフト、視覚障害者用ワープロソフトなど （上肢不自由者） インテリキー（大型キーボード）、ジョイスティック（操作棒）など
ディスプレイ点字	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの
点字器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	（標準型） 真鍮製： 32マス18行、両面書 プラスチック製： 32マス18行、両面書 （携帯型） アルミニウム製： 32マス4行、片面書 プラスチック製： 32マス12行、片面書
タイプライター点字	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者（本人が就労若しくは就学しているか、あるいは就労が見込まれている者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの
ポータブルレコーダー視覚障害者用	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの（録音・再生） ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの（再生のみ）

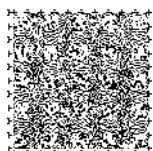


視覚障害者用 活字文書読上げ装置 (音声コード用)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報（音声コード）を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
音声識別 装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	音声により商品を識別又は色彩を説明するもの
視覚障害者用 拡大読書器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの
暗所視支援眼鏡	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）（医師の意見書を要する。） ②夜盲又は視野狭窄の症状を呈する難病患者等で視覚障害の程度が6級以上と同程度の者（医師の意見書を要する。）	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの
視覚障害者用時計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの
聴覚障害者用通信 装置 (ファクシミリ)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用し得るもの



5 日常生活援助

聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組ならびにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
フラッシュ ベル	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が３級以上の者	障害者（児）が容易に使用し得るもの
携帯用 信号装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚、音声又は言語機能障害の程度が３級以上の者	送信機による合図が視覚、触覚等により知覚できるもの
人工 喉頭	１８歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、音声又は言語機能障害の程度が３級以上の者	電気式 顎下部等にあてた電気版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの
人工 鼻	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声又は言語機能障害の程度が３級以上であり、かつ、喉頭を摘出し、人工鼻を常時使用する者（医師の意見書を要する。）	人工鼻用力セット及びアドヒーズに 限る。
点字 図書	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、主に情報を点字により入手している者	月刊誌及び週刊誌等の雑誌を除く。



（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品） （ストーマ用品、洗腸用具を含む）、 紙おむつ等 ストーマ装具	ストーマ装具 （消化器系・尿路系） 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、膀胱又は直腸機能障害者（児）で、人工肛門又は人工膀胱を造設した者 紙おむつ等 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、次の①又は②に該当する者で医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ①高度の排便・排尿機能障害者 ②脳性麻痺等脳原性運動機能障害で、コミュニケーション障害のある者	（消化器系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製 （尿路系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製
	収尿器 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、膀胱に排尿機能障害のある者（医師の意見書を要する。）	（男性用） 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの （女性用）A：普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの （女性用）B：簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付

※難病患者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する者及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である障害児をいう。
※医師の意見書には、障害者（児）の状態、当該用具を必要とする理由（及び使用頻度）が記載されている必要があります。
※ネブライザー吸引器一体型とネブライザー（吸入器）及びたん吸引器（電気式・非電気式）の併給はできません。
※正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）及びDC/ACインバーター（カーインバーター）の併給はできません。

日常生活

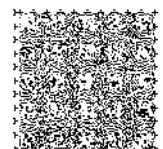
問い合わせ

（〒114地域にお住まいの方）

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

（〒115地域にお住まいの方）

障害福祉課 赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の購入費用助成

小児慢性特定疾病児童等の日常生活を容易にするために、次のような日常生活用具を給付します。

【対 象】

以下の全ての要件に該当する方

- 1 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの在宅の方
- 2 児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による用具の給付の対象とはならない方

※世帯の所得に応じて自己負担があります。

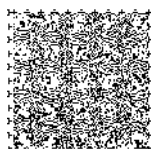
※世帯の所得制限があります。

※購入された後の給付は行っていませんので、必ず事前にご相談ください。

※用具の購入費用助成は、原則として一世帯当たり同一の用具の種目について1件までです。

※一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号 確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

用 具 の 種 目	対 象 者	性 能 等
便器	常時介助を要する方	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）
特殊マット	寝たきりの状態にある方	じょくそうの防止または失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある方	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く
特殊寝台	寝たきりの状態にある方	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な方	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある方	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの



用具の種目	対象者	性能等
特殊尿器	自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの
車いす（電動以外）	下肢が不自由な方	小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害ある方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調整が著しく難しい方	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方	紫外線をカットできるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの

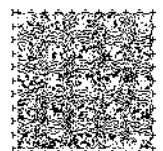
問い合わせ

（〒114地域にお住まいの方）

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

（〒115地域にお住まいの方）

障害福祉課 赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



5 日常生活援助

身体障害者住宅設備改善費の助成

身 難

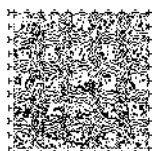
身体に障害のある方に手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化のため床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取り替え、玄関・トイレ・浴室等の住宅設備改善費を助成します。

- ※ 世帯の所得に応じて自己負担があります。
- ※ 世帯の所得制限があります。
- ※ 新築工事に併せて実施する場合は給付対象となりません。ただし、屋内移動設備に限り給付対象となります。
- ※ 工事後の申請は受付できません。必ず事前にご相談ください。
- ※ 原則として一世帯あたり身体障害者住宅設備改善費の助成は一回限りとなります。同時に複数種目を利用することは工事内容により可能です。
- ※ 一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」および「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。
- ※ 介護保険の対象の方は介護保険の住宅改修が優先されます。
- ※ 詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

種 目	対 象 者
小 規 模 改 修	学齢児以上65歳未満で、 ①下肢又は体幹に係る障害の程度が1・2・3級の方 ②補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 ③難病患者等で下肢又は体幹機能に障害がある方 ただし、温水洗浄便座への取り替えについては上肢機能障害1・2級の方
中 規 模 改 修	学齢児以上65歳未満で、 ①下肢又は体幹に係る障害の程度が1・2級の方 ②補装具として車いすの交付を受けた内部障害者
屋内移動設備 ・機器本体費 ・設置費	学齢児以上で、歩行ができない状態であり、 ①上肢又は下肢又は体幹に係る障害の程度がいずれか1級の方 ②補装具として車いすの交付を受けた内部障害者

問い合わせ

(〒114地域にお住まいの方)
 障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344
 (〒115地域にお住まいの方)
 障害福祉課 赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



児童発達支援給食費の助成

児童発達支援サービス利用時に負担した、給食費を助成します。

【対象】 以下の全ての要件に該当する方

- 1 児童発達支援を利用している方
- 2 3歳に達する日以後の最初の4月1日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方
- 3 児童発達支援事業所において、給食として提供された食事について実費負担をした方
※おやつ代は含みません。
※一食当たりの上限があります。

問い合わせ

障害福祉課 障害福祉係 ☎ 3908-9085 FAX 3908-5344

東京都児童発達支援など利用者負担額の助成（都の制度）

すべての0歳～2歳の第2子以降の児童発達支援サービスなど利用時に負担した利用者負担額を助成します。

【対象】

- 1 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援または保育所等訪問支援を利用している児童
- 2 3歳に達する以前の0歳から2歳の第2子以降であり、3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

【手続き】

東京都の専用受付フォームまたは郵送にて東京都へ申請します。（事前申請）

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/syougai/daishimushouka.html>

※具体的な手続きは東京都福祉局のホームページをご確認ください。

※本制度は利用者負担額を事業所にお支払いいただいた後、支払った利用者負担額を東京都から給付する（実質的に無償となる）制度です。これまで通り事業所への支払いは必要です。

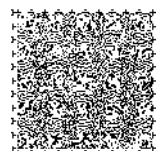


問い合わせ

東京都 児童発達支援事業第2子無償化コールセンター

受付時間 平日9:00～17:00 ☎ 0120-612-898

日常生活



5 日常生活援助

身体障害者訪問入浴サービス



入浴が困難な在宅の重度身体障害者の自宅へ巡回入浴車を派遣し、居室に浴槽を搬入して、入浴サービスを行います。（年58回まで。原則週1回）

【対象】

肢体または体幹機能障害1・2級で家族などの介助のみでは入浴が困難な方。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- 1 介護保険の要介護1～5と認定された方
- 2 伝染病にかかっている方
- 3 心臓、血管系統の病気のため入浴することが不適当な方
- 4 入浴について医師の了解が得られない方
- 5 この入浴に際して家族等の介助が得られない方
- 6 その他入浴介助を実施することが困難または不適当と認められる方

【手続】 手帳をご持参ください。

【費用】 ご自宅の水道と電気を使用します。
世帯の所得に応じて自己負担があります。（生活保護世帯、非課税世帯は無料）
36頁「障害者総合支援法」をご覧ください。

【マイナンバーについて】

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問合せください。

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1358	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

心身障害者訪問理美容サービス



在宅の重度の心身障害者に年4回（4・7・10・1月）自宅に理容師または美容師を派遣し、調髪を行います。

【対象】 次のすべてに該当する方

○下肢もしくは体幹機能障害1・2級または愛の手帳1・2度の方

○外出困難なため、店舗での調髪等ができない方

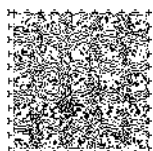
※要介護高齢者等訪問理美容サービスに該当する方は対象となりません。

【手続】 手帳をご持参ください。

【費用】 調髪料金2,000円を負担していただきます。

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549



心身障害者寝具乾燥サービス

寝具を乾燥することが困難な重度心身障害者に月1回専門業者により寝具乾燥などを行います。

【対 象】 在宅の身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度の方で、次のいずれかに該当する方

- 1 寝たきり状態のため、寝具の乾燥を必要とするとき
- 2 一人ぐらしであって、障害のため寝具の乾燥が困難なとき
- 3 家族などによる寝具乾燥が困難なとき

※要介護高齢者等寝具乾燥サービスに該当する方は対象となりません。

【手 続】 手帳をご持参ください。

【費 用】 費用の一部を負担していただきます。（生活保護世帯は無料）

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549

身体障害者福祉マッサージ券

年間5回分のマッサージ券を交付します。

指定のマッサージ師の施療所に事前に連絡して、施療を受けてください。

【対 象】 肢体不自由1～3級の方

※高齢者福祉マッサージ券の支給対象の方は除きます。

在宅の方で介護保険の要介護4、要介護5と認定された方は高齢福祉課高齢相談係、高齢者あんしんセンターで申請をおこないます。

【手 続】 手帳をご持参ください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549

心身障害者紙おむつ支給

月に1回、専門業者の配送により紙おむつを支給します。

紙おむつ等支給品目の中から、ご希望の製品を選び注文していただきます。

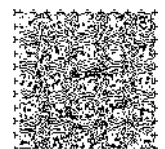
- ・注文は、30点以上でお願いします。
- ・支給限度点数は月に60点以内です。
- ・限度点数を超えた場合は、超えた部分につき、1点100円で自己負担していただきます。

【対 象】

身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度で、重度心身障害に起因してトイレが使えない方または常時失禁状態にある方

【支給制限】 次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- 1 紙おむつ代金助成を受けている方
- 2 施設入所者
- 3 生活保護を受けている方
- 4 高齢者の紙おむつの支給や代金助成を受けている方
- 5 介護療養型医療施設に入院している方
- 6 日常生活用具の紙おむつ支給を受けている方



5 日常生活援助

※新規の方で要介護4・5及び75歳以上で要介護3以上の方は高齢福祉課のサービス対象になります。

【手 続】

手帳をご持参ください。

5日までに申請をされた場合は当月から支給開始となります。

6日以降に申請された場合は、申請のあった翌月からの支給開始となります。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549

心身障害者おむつ代金助成



病院に入院し、病院指定のおむつを使用している方におむつ代金の一部を助成します。

【対 象】

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度で、重度心身障害に起因してトイレが使えない方または常時失禁状態にある方で入院先の病院指定のおむつしか使用できない方

【支給制限】

次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- 1 紙おむつの支給を受けている方
- 2 施設入所者
- 3 生活保護を受けている方
- 4 高齢者の紙おむつの支給や代金助成を受けている方
- 5 介護療養型医療施設に入院している方
- 6 日常生活用具の紙おむつ支給を受けている方

※新規の方で要介護4・5及び75歳以上で要介護3以上の方は高齢福祉課のサービス対象になります。

【助 成 額】

月額6,000円を限度に助成します。

【手 続】

手帳と印鑑、本人名義の振込金融機関の口座のわかるものをご持参ください。

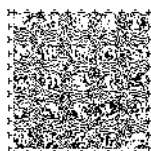
申請があった月分から助成開始となります。

【支給方法】

新規申請はいつでも受け付けできます。新規申請があった月のおむつ代金から助成対象になります。

新規申請後4月、8月、12月に前月までの4ヵ月分を請求していただきますと、その翌月末日までに本人の指定口座へ振り込みます。おむつの購入に要した費用を支払った旨を証明する書類（領収書）と病院の領収書を添付して請求して下さい。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991



友愛ホームサービス（住民参加型在宅福祉サービス）身知精難

地域の高齢者や障がいのある方などを対象に、日常生活の簡単な手伝いをする住民参加型の有償在宅福祉サービスです。地域の方がサポートスタッフとして登録し、家事や外出付き添いなどのサービスを提供しています。

【対象】以下①～④のいずれかに該当し、本サービスの利用が必要と認められた方

- ① おおむね65歳以上の高齢の方
- ② 心身に障がいのある方
- ③ 難病、病弱、怪我などのために一時的に支援が必要な方
- ④ ひとり親家庭の養育者で一時的な支援が必要な方（子どもへの直接支援は行いません）

【手続】

会員登録が必要となります。詳細はお問い合わせください。

【費用】

年会費：1,500円

利用料金：1時間900円（延長300円/20分）

【サービス提供時間】

月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

問い合わせ

北区社会福祉協議会 地域福祉係

友愛ホームサービス ☎ 3907-9492 FAX 3905-4653

月曜～金曜 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

日常生活

北区手話通訳者派遣 身

聴覚障害者に手話通訳者を派遣します。ただし内容によっては派遣できない場合もありますのでご相談ください（宗教関係、営利目的、政治関係など）。

【対象】

北区内に住所があり、聴覚障害等の身体障害者手帳の交付を受けた方

【手続】

初めて利用する際には、障害相談係で意思疎通支援の申請を行い、受給者証を受けとってください。（ご自宅に受給者証を郵送します。）

① 北区登録手話通訳者の派遣

【依頼方法】

- ・FAX もしくはメール（事前に意思疎通支援の登録が必要）で、または連絡所・赤羽分室に來所して依頼してください。
 - ・依頼する時に、氏名・日時・待ち合わせ場所・依頼内容を書いてください。
 - ・原則として前日までに申し込んでください。ただし急病の場合は当日でも派遣します。
 - ・当日は受給者証を持参してください。終了後に氏名と受給者番号を書いて頂きます。
- ※聴覚障害者相談・電話通訳については17頁をご覧ください。

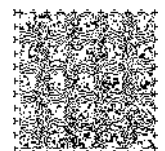
*メールでの手話通訳依頼方法

1 アドレスを登録する

「手話通訳 アドレス登録依頼」として

①氏名 ②住所 ③性別 ④生年月日 ⑤FAX 番号

以上の項目を shuwa@city.kita.lg.jp へ送信してください。



5 日常生活援助

2 登録完了

登録が完了しました。

登録内容を変更するときは、再登録してください。

上記の内容の返信が届きます。

登録が完了するとEメールで通訳者の派遣依頼ができます。

3 派遣依頼

以下の事項を送信してください。

①氏名 ②派遣依頼日時 ③派遣場所 ④待ち合わせ場所 ⑤依頼内容

4 派遣依頼完了

①派遣依頼日時 ②待ち合わせ場所

以上の返信メールが届きます。

*返信がない時は、依頼は受け付けられていません。

問い合わせ

手話通訳連絡所 (区役所第一庁舎1階 障害福祉課となり)

FAX 3908-6323 ☎ 3908-8607

② 東京手話通訳等派遣センター※北区の意思疎通支援の登録が必要です。

問い合わせ

東京手話通訳等派遣センター Eメール haken@tokyo-shuwacenter.or.jp

FAX 3354-6868 ☎ 3352-3335

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階

要約筆記者の派遣



聴覚障害者に要約筆記者を派遣します。※北区の意思疎通支援の登録が必要です。

問い合わせ

東京手話通訳等派遣センター Eメール youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp

FAX 3354-6868 ☎ 3352-3335

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階

電話リレーサービス



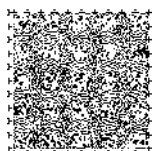
聴覚や発話に困難がある方とそれ以外の方との会話を、通訳オペレータが手話または文字と音声を通訳することにより、電話で即時双方向につながります。

問い合わせ

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関

一般財団法人日本財団電話リレーサービス Eメール info@nftrs.or.jp

FAX 6275-0913 ☎ 6275-0912



コミュニケーション支援シート 身 知

知的障害や聴覚障害のある方など話し言葉で意思や状況を伝えるのが難しい場合に、イラストや文字を指さして、相手に伝えやすくする「コミュニケーション支援シート」を配付しています。

【対象】

- ・知的障害者、自閉症の方などイラストで伝えると理解しやすい方
- ・聴覚障害者など相手に言葉で伝えることが難しい方
- ・コミュニケーション支援シートを必要とする方やその支援者

【配布窓口】

- ①障害福祉課王子障害相談係（区役所第一庁舎1階2番）
- ②障害福祉課赤羽障害相談係（赤羽会館6階）
- ③滝野川地域障害者相談支援センター
- ④障害者基幹相談支援センター
- ⑤障害者地域活動支援室支援センターきらきら



ホームページからダウンロードもできます。

問い合わせ

障害福祉課 障害福祉係 ☎ 3908-9085 FAX 3908-5344

ヘルプカード 身 知 精 難

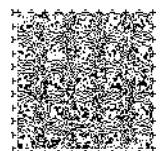
ヘルプカードとは、障害のある人が「困った」ときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。障害福祉課の各窓口で配布しています。

- ・災害…避難場所で過ごすとき
- ・緊急…道に迷ってしまったとき
- ・日常…ちょっと手助けがほしいとき

こんなとき、「手助けが必要な人」と「手助けする人」を結びきっかけを作るのがヘルプカードです。

配布場所及び問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344
赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



5 日常生活援助

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

知 精

知的障害者、精神障害者などで、判断能力が充分でないため福祉サービスの利用等が自分では難しい方が、地域で安心して生活できるようにお手伝いするものです。専門員が本人の意思を伺って支援計画を作成したうえで利用契約を結び、支援計画に沿って援助を行います。

- 1 福祉サービスに関する利用手続き・利用料金の支払い・苦情申し立て等の援助
- 2 日常的な金銭管理サービス（1の援助に伴うもののみ）
- 3 書類等の預かりサービス

※2及び3は、1の援助を受ける方のみが利用できます。

【費用】 相談は無料ですが、利用契約後の支援は有料となります。

	支援内容	料金
1	福祉サービスに関する手続き等の援助	＜基本料金＞ 1時間まで1,500円（左記2の援助のために必要な通帳や印鑑の預かりを希望する場合は3,000円）
2	日常的な金銭管理サービス	＜延長料金＞ 以降、30分ごとにプラス600円
3	書類等の預かりサービス	1ヵ月1,000円

【受付時間】 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ

北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」

☎ 3908-7280 FAX 3905-4653

重症心身障害児（者）等在宅レスパイト

身 知

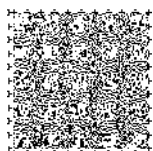
在宅生活を送られている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）等を介護されている家族等の一時休息や就労活動等を図ることを目的として、訪問看護師が自宅等に出向き、一定時間家族の代わりに見守りをを行います。

【対象】

北区に居住しており、現在訪問看護による医療的ケア及び家族等による在宅介護を受けている方のうち、以下、1～3のいずれかに該当する方。（ただし、現在利用している訪問看護事業所が、北区と北区在宅レスパイト事業の委託契約を交わしていることが条件となります。）

- 1 18歳に達するまでに愛の手帳1度または2度の知的障害及び身体障害者手帳1級または2級の身体障害（下肢機能障害、体幹機能障害または移動機能障害に限る）を有するに至った方
- 2 18歳に達するまでに東京都北区重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業医師指示書または東京都在宅重症心身障害児（者）訪問決定通知により、大島分類の判定が1から4までの状態に至ると確認できる方

※大島分類とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が合併した状態を定義づけるために考案された分類法です。詳細は「北区在宅レスパイト事業案内」をご確認ください。



3 18歳未満であって、次の表にある医療的ケアを1つ以上受けている障害児

①	人工呼吸器管理※1	②	気管内挿管・気管切開
③	鼻咽頭エアウェイ	④	酸素吸入
⑤	6回/日以上の高頻回の吸引	⑥	ネブライザー 6回/日以上 又は継続使用
⑦	中心静脈栄養(IVH)	⑧	経管(経鼻・胃ろう含む)
⑨	腸ろう・腸管栄養	⑩	継続する透析(腹膜灌流を含む)
⑪	定期導尿(3回/日以上)※2	⑫	人工肛門

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP
などは、人工呼吸器管理に含む

※2 人工膀胱を含む

【利用時間】4月から翌年3月の1年間に144時間を上限とし、回数制限はありません。

なお、1回につき2時間から4時間までの30分単位で利用できます。

【利用内容】家族等が日頃から行っている医療的ケア（呼吸管理、栄養管理、排泄管理等）及び療養上の世話を家族に代わって行う。

【費用】世帯の所得に応じて自己負担があります。なお、利用をキャンセルされた時はキャンセル料をお支払いただく場合があります。

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

日常生活

自動車運転免許取得経費の助成 **身 知 精**

18歳以上の障害のある方が第一種普通自動車運転免許を取得する場合、費用の一部を助成します。

【対 象】

身体障害者手帳1～3級の方（内部障害は1～4級、下肢・体幹機能障害は1～5級で歩行困難な方）または愛の手帳もしくは精神保健福祉手帳をお持ちの方で、次のすべてに該当する方

- ・運転免許適性試験に合格した方（内部障害の方を除く身体障害者）
- ・引き続き3ヵ月以上北区に居住している方
- ・本人の前年の所得税が400,000円以下の方

【助 成 額】

教習所入所費、教習料、教材費など実支出額の2/3で、所得税額に応じて定める限度額以内を助成します。

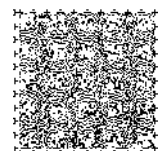
助 成 区 分	所 得 税 額	助成限度額
第一種普通自動車 運転免許	非 課 税	164,800円
	42,000円以下	144,200円
	42,001円～400,000円	123,600円

ただし、排気量等の限定解除の助成額については20,600円を限度とします。

【手 続】 事前にお問い合わせください。

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係 ☎ 3908-9081 FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



5 日常生活援助

身体障害者自動車改造費助成



就労・就学などのために、身体障害者本人が所有し、かつ運転する自動車の操向装置および駆動装置を改造する場合、費用の一部を助成します。

【対象】 次のすべてに該当する方

- ・18歳以上の方
- ・身体障害者手帳1・2級で上肢・下肢または体幹機能障害がある方
- ・本人が所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置の改造をする必要のある方（運転免許の取得に際し、付された条件が確認できる方）
- ・本人または扶養義務者の前年の所得が特別障害者手当の所得限度額範囲内の方

【助成額】 133,900円を限度とします。

【手続】 事前にお問い合わせください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

日常生活

ガソリン券（自動車燃料費の助成）



身体障害・知的障害および戦傷病の方にガソリン（または軽油）の費用の一部として、月額3,500円分のガソリン券（福祉燃料券）を交付します。北区指定のガソリンスタンドで利用できます。

【対象】 次のすべてに該当する方

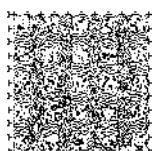
- ・身体障害者手帳・愛の手帳・戦傷病者手帳のいずれかをお持ちの方
 - ・福祉タクシー券の交付を受けていない方
 - ・自動車税種別割または軽自動車税種別割の減免を受けている方（詳細は112頁）
 - ・本人（20歳未満のときは扶養義務者等）の所得が40頁の所得限度額以内の方
 - ①7月～12月の申請の場合は申請日からみて昨年の所得
 - ②1月～6月の申請の場合は申請日からみて一昨年の所得で所得判定を行います。
- ※20歳になる誕生日の前日の属する月の1日以降の申請から本人の所得で判定します。

【手続】 次のものをご持参ください。

- ①当該年度の自動車税減免決定通知書または軽自動車税減免決定通知書
 - ②身体障害者手帳、愛の手帳または戦傷病者手帳
 - ③前住所地の住民税課税（非課税）証明書（北区に転入された方のみ）
- ※申請日によって証明書の年度が異なります。詳しくはお問い合わせください。

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549



福祉タクシー券



歩行が困難な在宅の心身障害の方に外出を支援するため、月額4,000円分の福祉タクシー券を交付します。区と契約した会社のタクシーを交付対象となる障害者本人が乗車するときに使用できます。

【対象】 次のいずれかに該当する方

- 1 肢体不自由（上肢障害を除く）1～3級の方
- 2 視覚障害1・2級の方
- 3 内部機能障害1～3級の方
- 4 愛の手帳1・2度の方

※総合等級ではなく、対象となる障害の等級を確認します。

【支給制限】 次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 病院等に入院中、施設入所中の方（一部施設除く）
- 2 ガソリン券（自動車燃料費の助成）を受給している方
- 3 本人（20歳未満のときは扶養義務者等）の所得が40頁の所得限度額を超える方

①7月～12月の申請の場合は申請日からみて昨年の所得

②1月～6月の申請の場合は申請日からみて一昨年の所得 で所得判定を行います。

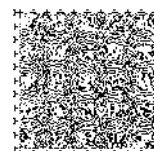
※20歳になる誕生日の前日の属する月の1日以降の申請から本人の所得で判定します。

【手続き】

- 1 身体障害者手帳または愛の手帳
- 2 前住所地の住民税課税（非課税）証明書（北区に転入された方のみ）
※申請日によって証明書の年度が異なります。詳しくはお問い合わせください。
- 3 代理人の方の身分証（※代理人による手続きの場合のみ）
一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549



5 日常生活援助

リフト付福祉タクシー

区が契約した、車いすや寝台車のまま乗車できるリフト付福祉タクシーをご利用になれます。付添の方1～2名も同乗できます。

【対象】

一般の交通手段を利用することが困難な車いすを使用する重度身体障害者や寝たきり等の高齢者の方

【利用方法】

利用日の2ヵ月前からの予約制です。予約受付時間 午前8時～午後6時

介護タクシーケアキャッツ ☎ 3916-8150 FAX 5980-8168へ直接ご予約ください。

【利用できる日】 法定点検日を除く毎日、午前8時30分～午後9時

【料金】 タクシーの料金と同じです。（福祉タクシー券の利用ができます。）

問い合わせ

障害福祉課 障害福祉係 ☎ 3908-9085 FAX 3908-5344

日常生活

ハンディキャブの貸出 身

車いすのまま乗ることができるワゴン車ハンディキャブを無料で貸出しています。ガソリン代など実費は負担していただきます。運転手はご利用になる方に確保していただきます。

【対象】 車いすまたは移動ベッドでなければ移動できない方

※必ず介助する方に同乗していただきます。

【年会費】 2,000円（年度ごとの更新が必要です。）

【利用方法】 事前予約制（1ヵ月前から電話で予約できます。）

【利用回数】 月4日間まで

問い合わせ

北区社会福祉協議会地域福祉係 ハンディキャブ担当

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

☎ 3905-6653 FAX 3905-4653

車いすの貸出 身

北区在住の方で一時的に車いすを必要な方に無料で貸出しています。

【対象】 ・けがや病気などにより一時的に歩行困難な方

・介護保険など公的なサービスの利用申請中の方

・お持ちの車いすの修理、買い替えなどにより一時的に必要な方

※介護保険など公的サービスが利用できる方は原則として対象になりません。

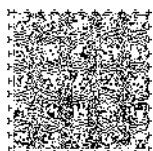
【貸出期間】 1日～3ヵ月程度

問い合わせ

北区社会福祉協議会地域福祉係 地域福祉担当

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

☎ 3905-6653 FAX 3905-4653



補助犬の給付



身体障害者の自立と社会参加を促進することを目的として、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を給付します。

【対象】 次のすべてに当てはまる方

- 1 区内に居住する満18歳以上の在宅の身体障害者
〈盲導犬：視覚障害1級〉／〈介助犬：肢体不自由1・2級〉／〈聴導犬：聴覚障害2級〉
- 2 都内におおむね1年以上居住していること。
- 3 世帯の所得税の平均月額が、77,000円未満であること。
- 4 借家・社宅等に住んでいる方は、家主または管理人の承諾が得られること。
- 5 補助犬の給付候補者となった後、所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理できると認められること。
- 6 補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること。

【費用】

無料（ただし、飼育、管理、治療等にかかる一切の経費は自己負担となります。また、補助犬の給付候補者となった後、所定の訓練を受けるための旅費、食費は自己負担となります。）

【手続】

事前に下記の窓口にお問い合わせください。

（給付頭数には限りがあります。また、申請を行う前に事業所の相談を受けた後、申請書の提出が必要となります。なお、申し込み期限があります。）

問い合わせ			
障害福祉課 王子障害相談係	☎ 3908-1358	FAX 3908-5344	
赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991	

ごみの訪問収集

ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみなどを清掃事務所の職員が戸別に玄関先またはドアの前より収集します。

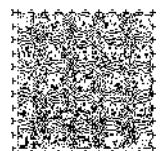
【対象】

次の1または2に該当する方で、ご自身でごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近な人などの協力を得ることができない方

- 1 65歳以上で一人暮らし等の方
- 2 障害者だけで構成されている世帯の方

収集開始に先立ち、本人及び緊急連絡先になる方と面接を行い、排出場所などを決定いたします。ケアマネージャーやご親族の方を通じてお申し込みください。

問い合わせ		
北区清掃事務所	☎ 3913-3141	FAX 3913-3741



5 日常生活援助

粗大ごみの運び出し収集

ご家庭の粗大ごみを清掃事務所の担当者が調査を行い、可能な場合は室内から運び出して収集します。運び出しをお手伝いできる回数は、1か月に1回、1品または1,300円分までです。

【対象】

次の1または2に該当する方で、粗大ごみを粗大ごみ置き場または玄関先に持ち出すことが困難で、身近な人の協力を得ることができない方

- 1 65歳以上で一人暮らし等の方
- 2 障害者だけで構成されている世帯の方

運び出しには解体作業が伴わないことや収集時間がかからないことなど、様々な条件があります。条件が合わない場合は民間のサービスをご利用ください。（引越しの場合は引越し業者に相談ください。）

また、申込み状況によっては、申込みから収集までに時間がかかる場合があります。

問い合わせ

粗大ごみ収集センター ☎ 3960-5330

日常生活

生活福祉資金貸付 身 知 精

障害者用自動車や福祉用具の購入費などの資金の貸付について相談をお受けいたします。貸付の可否は審査がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【対象】

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯。上記資金のほかに教育支援資金などの貸付があります。収入要件等の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

北区社会福祉協議会生活困窮者自立支援係 福祉資金担当
月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

☎ 3907-9494 FAX 5948-6041

就学奨励費

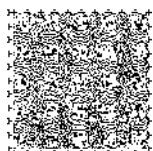
学用品費、通学費、修学旅行費等の一部を補助します。

【対象】

- 1 北区に住所を有し、公立の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者
- 2 北区に住所を有し、公立の特別支援学級に通級する児童生徒の保護者
- 3 北区に住所を有し、公立の小中学校（義務教育学校（前期課程・後期課程）及び中等教育学校（前期課程）を含む）に在籍する、特別支援学校に通学する障害の程度に該当する児童生徒の保護者

問い合わせ

学校支援課 学事係 ☎ 3908-1541 FAX 3906-8755



後期高齢者医療制度

東京都後期高齢者医療広域連合が運営する医療制度です。

【対 象】（資格の取得）

- 1 75 歳以上の方（75 歳の誕生日当日から対象となります）
- 2 65 歳から 74 歳までの一定の障害がある方（障害認定）
※申請を行い、一定の障害があると広域連合から認定された日から対象となります。

障害認定の申請には、障害の状態を明らかにする書類とマイナンバー（個人番号）が確認できる書類（マイナンバーカード等）が必要です。

なお、過去にさかのぼっての認定や撤回はできません。

障害の状態を明らかにする書類	「一定の障害」の状態
身体障害者手帳	1 級から 3 級または 4 級の一部※
東京都愛の手帳（療育手帳）	1 度または 2 度
精神障害者保健福祉手帳	1 級または 2 級
国民年金の年金証書	障害年金 1 級または 2 級

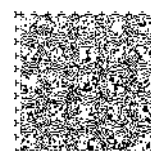
※身体障害者手帳「4 級の一部」は、以下が該当します。

- ・下肢障害 4 級 1 号（両下肢のすべての指を欠くもの）
- ・下肢障害 4 級 3 号（一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの）
- ・下肢障害 4 級 4 号（一下肢の機能の著しい障害）
- ・音声・言語機能障害

【自己負担の割合（患者負担）】

医療機関で診察を受ける際、東京都後期高齢者医療広域連合が交付した資格確認書またはマイナ保険証または後期高齢者被保険者証（有効期限内のもの）を提示してください。かかった医療費の一部（1 割、2 割又は 3 割）を窓口で支払います。

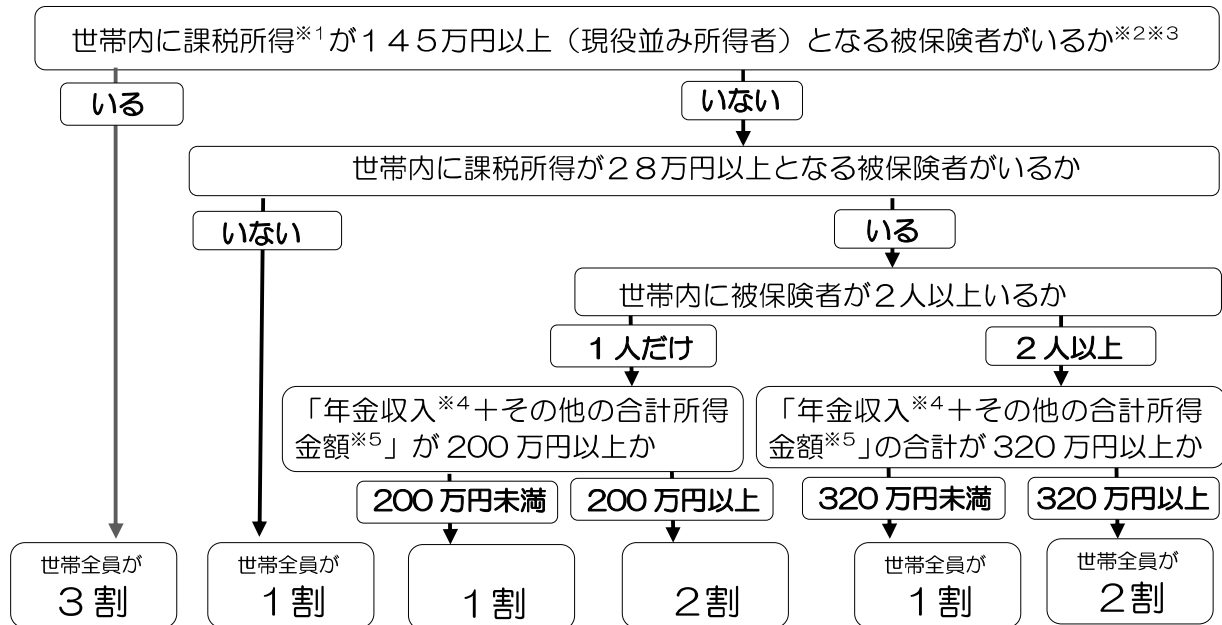
医療
健康



自己負担割合の判定方法

75歳以上の方等の課税所得や年金収入等をもとに、世帯単位で判定します。

《自己負担割合判定チャート》



※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。

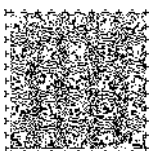
※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者は、課税所得145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額」の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

※3 所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合は、課税所得145万円以上であっても、現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。■被保険者が1人：383万円未満（世帯内に70～74歳の方がいる場合は収入合計額が520万円未満） ■被保険者が複数：収入合計額が520万円未満

※4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

※住民税非課税世帯は、1割負担となります。



【保 険 料】

保険料は一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。詳しくはお問い合わせください。

【高額療養費】（医療費が高額になったとき）

月の1日から末日までの1ヵ月ごとの自己負担額が限度額を超えた場合は、超えた額を払い戻します。事前に申請をしなくても、診療月からおおよそ4ヵ月後に広域連合から申請書を送付します。

なお、一度申請すると振込口座が登録されますので、次回以降は申請をしなくても口座に振り込まれます。

【高額療養費制度における限度額の適用について】

以下の表の「対象となる方」は、限度額区分を記載した「資格確認書」（申請が必要）またはマイナ保険証を提示することで、保険適用の医療費の窓口での自己負担額を限度額までとすることができます。

対象となる方	適用される内容
自己負担割合が3割で、同じ世帯の被保険者全員 の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方	窓口での自己負担が所得区分の限度額まで
自己負担割合が1割で、住民税非課税世帯（世帯 全員が非課税）の方	窓口での自己負担が所得区分の限度額まで となり、入院時の食費が減額

【特定疾病療養受療証】 ※

特定の疾病による高額な治療を長期間継続して受ける必要がある方は、「特定疾病療養受療証」の交付を受けることができます。医療機関の窓口で提示すると、特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき月額1万円となります。

＜対象となる特定疾病＞

- ・先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因する(血液製剤による)HIV感染症

※今まで加入していた医療保険で限度額の適用を受けていた方や「特定疾病療養受療証」を交付されていた方も、新たに東京都の後期高齢者医療制度に加入した場合は、**改めて申請が必要です。**

【高額介護合算療養費】（医療保険と介護保険を合算した限度額を設けています）

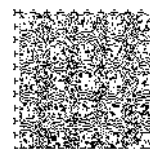
1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の後期高齢者医療制度の自己負担額と介護保険の利用者負担額の世帯での合算額が、自己負担限度額を超えるときは、申請により、超えた額が医療保険と介護保険のそれぞれの制度から払い戻されます。

【そ の 他】

- ・医師が必要と認めた補装具などを購入したときは、費用の全額を支払い、申請により一部払い戻しを受けられます。
- ・被保険者が亡くなったときは、申請により葬祭代金を支払った方に葬祭費が支給されます。
- ・交通事故などの第三者行為によってケガをしたときは、通常、医療費は加害者が負担すべきものですが、連絡・届出をいただくことで、後期高齢者医療制度で治療を受けることもできます。示談内容によっては、後期高齢者医療制度での診療が受けられなくなる場合がありますので、十分ご注意ください。

問い合わせ

国保年金課 高齢医療係 ☎ 3908-9069 FAX 3908-6342



6 医療・健康

心身障害者医療費助成制度（マル障）

身 知 精

東京都が心身障害者に対して、医療費の一部を助成する制度です。

【対 象】

区内に住所（施設入所者等については、介護給付費等を区から支給されている方）を有する方で身体障害者手帳1・2級（内部障害3級を含む）、愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方

【対象外】次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- 1 本人（20歳未満は世帯主または被保険者）が40頁の所得制限額を超える方
- 2 生活保護を受けている方
- 3 後期高齢者医療制度の加入者で、住民税が課税されている方
- 4 65歳以上ではじめて該当する等級の手帳交付を受けた方
- 5 65歳に達する日の前日までにマル障申請を行わなかった方
- 6 医療保険の未加入者

【助成内容】

- 1 住民税が課税されている方
健康保険の自己負担分から㊦一部負担金を除いた額（受給者は1割負担）
- 2 住民税が非課税の方
健康保険の自己負担分（受給者の自己負担なし）

【助成方法】

- 1 都の契約医療機関では、マイナンバーカード（マイナ保険証）又は健康保険の加入関係を示す書類と㊦受給者証を窓口で提出します。
- 2 都の契約医療機関以外で診療を受けたときは、保険の自己負担分をいったん支払い、㊦受給者証と領収書原本（保険点数記載・領収印のあるもの）を障害福祉課へお持ちになり、㊦助成分を申請します。
- 3 治療用装具など全額自己負担した場合は、保険給付の手続きを行い、決定通知を添付して障害福祉課へ㊦助成分を申請します。

- ※ 1 中学生までの児童については、乳幼児医療費助成制度と子ども医療費助成制度が優先されます。
- 2 高校生については、高校生等医療費助成制度が優先されます。
子ども未来課子育て給付係03-3908-9096までお問い合わせください。

【助成対象とならないもの】

医療保険の対象とならないもの
（食事代、差額ベッド代、予防接種、健康診断、文書料等）
介護保険の利用者負担額、他の公費医療で助成される医療費など

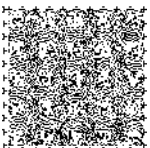
【手 続】以下のものをご持参のうえ、申請してください。

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ② 健康保険の資格がわかるもの
- ③ 前住所地の住民税課税（非課税）証明書（該当年度の1月1日現在、北区に住民登録のある方については、提出不要）

※都内の前住所地で㊦の交付を受けていた方は「交付状況連絡票」

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991



自立支援医療（更生医療）

障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療費の給付をします。給付の対象となる障害は身体障害者手帳に記載されている障害となります。

- ・原則1割負担ですが、世帯の所得により負担上限月額を設定します。
- ・入院時の食費（標準負担額相当）については自己負担となります。
- ・所得制限があります。

※必ず事前にお問い合わせください。

【対象】

- ・身体障害者手帳を持っている18歳以上の方
 - ・東京都心身障害者福祉センターの判定により必要と認められた方、または指定医療機関の担当する医師の要否意見書により必要と認められた方
- ※詳しくは下記へお問い合わせください

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

自立支援医療（育成医療）

診療、薬剤または治療材料、医学的処置、手術および施術、病院または診療所への入院などの医療費について給付します。

- ・原則1割負担ですが、保護者の所得に応じて負担上限月額を設定します。
- ・入院時の食費（標準負担額相当）については自己負担となります。
- ・所得制限があります。

※必ず事前にお問い合わせください。

【対象】

保護者が区内に在住し、児童が18歳未満で下記の機能障害があり、手術を前提とした入院治療により確実な治療効果が期待でき、機能回復が見込まれるものが対象になります。

- ①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害
⑤心臓機能障害 ⑥腎臓機能障害 ⑦小腸機能障害 ⑧肝臓機能障害
⑨その他の内臓機能障害 ⑩免疫機能障害

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

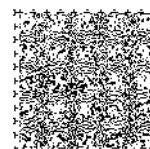
医療
健康**自立支援医療（精神通院医療）**

精神疾患（てんかんを含む）の治療のため精神科等に通院している場合、その医療費の一部を助成します。

【対象】 精神疾患があり、通院している方

【手続】 以下のものをご持参のうえ、申請してください。

- 1 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（窓口にあります）
 - 2 医師の診断書（自立支援医療用、発行から3ヵ月以内のもの、窓口にあります）
- ※更新申請については診断書の提出が原則2年に一度になります。
詳しくは各相談係にお問い合わせください。



6 医療・健康

3 健康保険の加入関係を示す書類

① 国民健康保険（国民健康保険組合含む）加入者

受診者と同一の加入関係にある全員の健康保険の資格がわかるもの

② 被用者保険（社会保険）加入者

受診者の健康保険の資格がわかるものと被保険者本人の健康保険の資格がわかるもの

※受診者が被保険者本人の場合：受診者分のみの健康保険の資格がわかるもの

※受診者が被扶養者の場合：受診者と被保険者の健康保険の資格がわかるもの

（受診者の健康保険の資格がわかるもので被保険者本人が確認できる場合は受診者の健康保険の資格がわかるもののみで可能）

③ 後期高齢者医療保険加入者

受診者と同一の世帯に属する後期高齢者医療保険加入者全員の健康保険の資格がわかるもの

※「健康保険の加入がわかるもの」とは保険証、健康保険の資格確認書、マイナポータル保険情報（区分、交付年月日、記号、番号、枝番、フリガナ、氏名、生年月日、資格取得年月日、被保険者氏名又は世帯主氏名、本人家族の別、保険者番号が記載されている画面）等のコピーを指します

4 世帯の所得状況が確認できる書類

（該当年度の1月1日現在、北区に住民登録のある方については、同意書の提出により省略可能な場合があります。詳細はお問い合わせください。）

・区市町村民税非課税世帯

非課税を証明するものと受診者の収入がわかるもの

「区市町村民税非課税証明書」

・区市町村民税課税世帯

区市町村民税所得割額がわかるもの

「区市町村民税課税証明書」

※所得状況の確認は、被用者保険（社会保険）加入者については被保険者本人（被保険者が非課税の場合は受診者本人についても必要）、国民健康保険（国民健康保険組合含む）加入者については加入している世帯員全員、後期高齢者医療保険加入者については後期高齢者医療保険に加入している世帯員全員について必要です。

※4月から6月までに申請する方は前年度の住民税課税状況、7月から3月までに申請する方は当該年度の住民税課税状況についてご提出ください。

（受給者証の有効期間が6月～8月に終了し、更新申請を6月末までに行う

場合は、前年度又は当該年度いずれかの課税状況についてご提出ください。）

5 既存の自立支援医療受給者証（更新の場合）

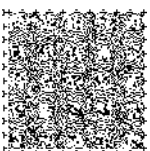
※【被用者保険（社会保険）加入者、国民健康保険組合加入者および後期高齢者医療保険加入者】のうち住民税が非課税世帯に当たる方は、東京都の医療費助成制度があります。

※【北区国民健康保険加入者】で住民税が非課税世帯に当たる方は、北区国民健康保険の医療費助成制度があります。

※ 世帯の区市町村民税所得割金額の合計が23万5千円以上の場合は、高額治療継続者（重度かつ継続）でなければこの制度の対象外となります。ご注意ください。

【マイナンバーについて】

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。



自立支援医療の自己負担（更生・育成・精神通院医療共通）

自己負担は原則として医療費の1割負担となります。（自立支援医療対象の方）
ただし、世帯の所得状況に応じて、負担上限月額が設定されています。

生活保護 世帯	区市町村民税非課税 世帯		区市町村民税課税世帯		
生活保護 負担0円	本人収入 80万円 以下	本人収入 80万円を 超える	区市町村民税 （所得割） 3 万 3,000 円 未満	区市町村民税 （所得割） 3万3,000円 以 上 23 万 5,000円未満	区市町村民税（所得割） 23万5,000円以上
	低所得 1 負担上限 月額 2,500円	低所得 2 負担上限 月額 5,000円	中間所得 負担上限月額 （医療保険の自己負担限度額）		一定所得以上 <u>公費負担の対象外</u> （医療保険の負担割合・ 負担限度額）
			育成医療の経過措置		
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	
			高額治療継続者（重度かつ継続）		
			中間所得層 1 負担上限月額 5,000円	中間所得層 2 負担上限月額 10,000円	一定所得以上（経過措置） 負担上限月額 20,000円

問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1359 FAX 3908-5344
赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

医療
健康

難病医療費助成

難

原因が不明で効果的な治療法が確立されておらず、経過が慢性にわたる難病のうち、厚生労働大臣が定めるものを「指定難病」といいます。現在、341疾病が指定されており、経済的な負担を軽減するために医療費の助成を行っています。

東京都では、指定難病に加え、独自に8疾病を対象として医療費等の助成を行っています。

【対象】難病医療費助成対象疾患に罹患し、認定基準を満たしている方

【手続】以下のものをご持参のうえ、申請してください。

※患者の方の状況により必要書類が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

1 指定難病

① 特定医療費支給認定申請書/登録者証（指定難病）申請書（窓口にあります）

② 臨床調査個人票（窓口にあります）

※指定医が作成した診断書。発行から6か月以内のもの。

③ 個人番号に係る調書（指定難病用、窓口にあります）

患者の加入している健康保険に応じて以下の方のマイナンバーを記入してください。

・被用者保険（社会保険）加入者の場合

→ 患者本人と健康保険の被保険者

・国民健康保険、国民健康保険組合及び、後期高齢者医療保険加入者の場合

→ 患者本人と同一の世帯で同じ健康保険に加入している方全員

※患者本人のマイナンバー確認書類および申請者の身元確認書類をご用意ください。



6 医療・健康

④住民票

世帯全員及びその続柄が記載されているものであって、申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。

※③個人番号に係る調書の提出により省略可

⑤世帯の所得を確認するための書類

患者の加入している健康保険に応じて所得を確認するための書類を提出してください。

- ・被用者保険（社会保険）加入者の場合

→被保険者の課税（非課税）証明書

※被保険者が非課税の場合は患者本人分についても必要

- ・国民健康保険、国民健康保険組合及び、後期高齢者医療保険加入者の場合

→患者本人と同一の世帯で同じ健康保険に加入している方全員の課税（非課税）証明書

※③個人番号に係る調書の提出により省略可

※国民健康保険組合または被用者保険（社会保険）の被保険者が非課税の場合は省略不可。

⑥健康保険の加入関係を示す書類

- ・被用者保険（社会保険）加入者の場合

患者本人の健康保険の資格がわかるもの

- ・国民健康保険（国民健康保険組合含む） 後期高齢者医療保険加入者の場合

患者本人と同一の世帯で同じ医療保険に加入している方全員の健康保険の資格がわかるもの

※受診者が被保険者本人の場合：受診者分のみの健康保険の資格がわかるもの

※受診者が被扶養者の場合：受診者と被保険者の健康保険の資格がわかるもの

（受診者の健康保険の資格がわかるもので被保険者本人が確認できる場合は受診者の健康保険の資格がわかるもののみで可能）

⑦公的年金等の収入等にかかる申出書（窓口にあります）

下記の場合必要になります。

- ・⑤に掲げる書類提出が必要な方全員の区市町村民税が非課税の場合

- ・③個人番号に係る調書の提出により⑤に掲げる書類を省略する場合

2 都難病

①特定医療費支給認定内容申請書（窓口にあります）

②臨床調査個人票（窓口にあります）

※発行から3か月以内のもの。

③個人番号に係る調書（東京都対象難病用、窓口にあります）

④住民票 ※③個人番号に係る調書の提出により省略可

⑤世帯の所得を確認するための書類 ※③個人番号に係る調書の提出により省略可

⑥健康保険の加入関係を示す書類

⑦公的年金等の収入等にかかる申出書（窓口にあります）

※書類①③④⑤⑥⑦の詳細については指定難病同様です。

※詳しくはお問い合わせください。

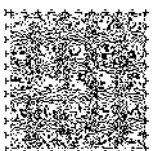
問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1359 FAX 3908-5344

赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

東京都保健医療局疾病対策課難病認定担当

☎ 5320-4472 FAX 5388-1437



特殊医療費助成制度（人工透析を必要とする腎不全・ 先天性血液凝固因子欠乏症等）難

東京都が、一定の要件を満たす方に対し、人工透析を必要とする腎不全および先天性血液凝固因子欠乏症等の治療にかかる患者負担額を一部または全額助成する制度です。

【対象】 次のすべてに該当する方

- 1 区内に住所を有している方
- 2 対象疾病にかかっており、医療費助成の認定基準を満たしている方
- 3 健康保険に加入している方

※ 特定疾病療養受領証（マル長）の交付を受けている方は必ず持参してください。

詳しくは下記へお問い合わせください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
東京都保健医療局疾病対策課難病認定担当			
		☎ 5320-4472	FAX 5388-1437

B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

B型・C型肝炎のインターフェロン治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療及び、C型肝炎インターフェロンフリー治療にかかる保険診療の患者負担額から、一部負担額を除いた額を助成します。東京都が指定する肝臓専門医療機関による診断書が必要です。

詳しくは下記にお問い合わせください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

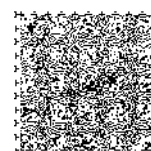
肝がん・重度肝硬変医療費助成制度（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）

B型・C型ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の治療にかかる医療費の一部を助成するとともに、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための制度です。

詳しくは下記にお問い合わせください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

医療
健康



6 医療・健康

小児慢性特定疾病医療費助成

特定の小児慢性疾患について、その治療にかかった費用（保険適用分）の一部を認定された病名、期間に限り助成する制度です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

【対 象】次の病気にかかっている18歳未満の方

（一定の条件を満たす方は、20歳未満まで延長できます。）

- ①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患
⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患
⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

小児精神障害者入院医療費助成

精

18歳未満で、精神障害のために精神科病院または精神科の病床にて入院治療を必要としている方を対象とし、健康保険が適用される入院費の自己負担分（食事代を除く）を助成します。

申請手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

医療
健康

インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス感染症予防接種

身

内 容 季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種の発病またはその重症化を防ぐための予防接種です。

対 象 接種日当日に北区民であり、次の①または②に該当する方

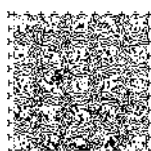
① 満65歳以上の方

② 満60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に重い障害がある方（身体障害者手帳1級相当）

予診票 対象の方には、実施期間に合わせて予診票を送付します。

問い合わせ

北区保健所	保健予防課	保健予防係	☎ 3919-3104
-------	-------	-------	-------------



在宅重症心身障害児（者）等訪問事業

ご家族が自信を持ってお子様の在宅療育に当たれるよう、看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。（原則として週1回）

必要に応じて、医師等による訪問健康診査・療育相談を行います。（原則として年1回）

【対 象】 都内に住所を有する、在宅で生活をする重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（※）

※医療的ケア児：医療的ケアが必要な障害児

問い合わせ

保健サービス課	王子健康支援センター ☎ 3919-7588 FAX 3919-5163
	赤羽健康支援センター ☎ 3903-6481 FAX 3903-6486
	滝野川健康支援センター ☎ 3915-0184 FAX 3915-0171

東京都立心身障害者口腔保健センター

地域の歯科医療機関では対応が困難な障害のある方を対象として、歯科治療・予防・食べる機能・話す機能などの訓練等を行っています。

【申込み】 予約制。下記へ連絡の上、予約をお取りください。

※予約受付時間

月曜～金曜（祝日除く）午前8時45分～午後4時30分

土曜 午前8時45分～正午

（初めての方はできるだけ紹介状をお持ちください。）

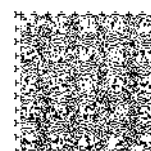
【診療時間】 月曜～金曜 午前9時～正午 午後1時～午後4時30分

土曜 午前9時～正午（治療のみ）

【休 診 日】 日・祝日、年末年始

問い合わせ

東京都立心身障害者口腔保健センター
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ事務棟 9階
☎ 3267-6480 FAX 3269-1213
ホームページ https://tokyo-ohc.org/

医療
健康

6 医療・健康

「訪問歯科医」紹介

障害の状況や体の状態に応じて各歯科医師会で身近な「訪問歯科医」を紹介します。
診療費は保険診療です。

【対象】 障害のある方および介護が必要な方で、通院が困難な方

【申込方法】 地区歯科医師会へ電話による申込み

【受付時間】 月曜日～金曜日 ①③午前9時～午後5時
②午前10時～午後4時
④午前9時30分～午後5時
※①～④とも、祝日・休日・年末年始を除く

問い合わせ・申込先

王子・赤羽地区在住の方

①北歯科医師会事務局 〒114-0032 中十条2-11-4
☎ 3900-5009 FAX 3900-5101

②北歯科医師会在宅訪問歯科依頼窓口（訪問相談専用電話）

☎ 070-4432-7703

③滝野川歯科医師会事務局 〒114-0024 西ヶ原2-41-11

☎ 3918-8060 FAX 3918-4994

滝野川地区在住の方

④北区障害者口腔保健センター 〒114-0023 滝野川6-21-25

滝野川西区民センター2階

☎ 5567-2088 FAX 5567-3388

医療
健康

えんげ

心身障害者歯科診療・摂食・嚥下外来

身 知 精

【対象】 心身に障害のある方および高齢の方で一般歯科診療所では治療が困難な方

【申込方法】 電話による予約制 月曜～金曜（祝日・休日・年末年始を除く）

【診療日】 月曜～金曜（祝日・休日・年末年始を除く）

【受付時間】 午前9時30分～午後5時

【保健指導・相談日】 月曜～金曜（祝日・休日・年末年始を除く）

【持参するもの】 次のうちお持ちのもの

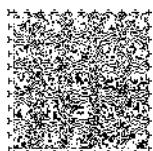
- ・健康保険の加入関係を示す書類
- ・心身障害者医療費受給者証（マル障）・生活保護法医療券
- ・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・高齢受給者証
- ・お薬手帳（または現在お飲みになっている薬を明記してあるもの）など

問い合わせ

北区障害者口腔保健センター

〒114-0023 滝野川6-21-25 滝野川西区民センター2階

☎ 5567-2088 FAX 5567-3388



東京都立北療育医療センター

様々な障害のある方々に総合的な医療、療育支援を行っています。

【診療科目】

内科・脳神経内科・精神科・小児科・外科・整形外科・リハビリテーション科・
皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科

※診察の際には予約が必要です。

予約センターの受付時間は、平日（月曜～金曜） 午前9時～午後5時

問い合わせ

東京都立北療育医療センター 〒114-0033 十条台1-2-3
☎ 3908-3001 FAX 3908-2984

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業 難

在宅療養中で、該当する疾病の方に対して、吸引器、吸入器の無料貸与を行います。

※障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付事業の利用が優先となります。

問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

医療機器被貸与者への訪問看護事業 難

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の利用者へ区が契約した訪問看護師を派遣します。利用料の自己負担はありません。

問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

医療
健康

東京都在宅難病患者一時入院事業 難

都内在住で、該当する疾病に罹患している方のご家族などの介護者が休息、疾病や事故などにより一時的に介護できなくなった場合、短期間入院できるように都内の病院にベッドを確保しています。

問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

東京都難病患者在宅レスパイト事業 難

都内在住で該当する疾病に罹患し在宅で人工呼吸器を使用している方に対し、介護者が休息等の理由により一時的に介護ができなくなった場合で病状等の理由により移送が困難な場合など一時入院が難しいときに、患者のお宅に看護人を派遣します。事務局運営を、東京都訪問看護ステーション協会に委託し、実施しています。

問い合わせ

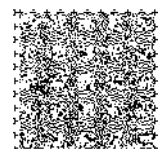
東京都訪問看護ステーション協会 ☎ 5843-5930

東京都在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業 難

東京都が訪問看護ステーション等と委託契約し、医療保険で定められた回数を超えて訪問看護を行うことができます。

問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344



6 医療・健康

東京都在宅難病患者訪問診療事業 難

寝たきり等で通院が困難な難病患者に対し、専門医を中心とした医療チームが訪問診療を行っています。東京都医師会に委託し、地区医師会ごとに実施しています。

問い合わせ

かかりつけ医にご相談ください。

東京都北区医師会

☎ 5390-3511

在宅人工呼吸器使用者の停電に備えた患者登録 難

在宅で人工呼吸器を使用している患者が、停電に備え東京電力パワーグリッド㈱に患者登録を行うことができます。登録を行うことにより東京電力パワーグリッド㈱より、長時間にわたる停電の際の復旧見通し等について、個別にお電話でお知らせします。

問い合わせ

東電PGコンタクトセンター

☎ 0120-995-007

6375-9803（有料：フリーダイヤルを利用できない場合）

在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成

在宅で人工呼吸器を使用している患者に災害時の備えをまとめた、災害時個別支援計画を作成しています。

問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

救急医療情報キット

【内 容】 「救急医療情報キット」は、障害のある方や高齢者が、自宅で倒れた時などに救急隊による救急活動がより適切に行えるよう必要な情報を伝える助けになるもので、無料で配布しています。キットの中にある用紙に「かかりつけ医療機関」「服薬内容」「持病」などの情報を記入して、冷蔵庫に保管しておきます。

【対 象】 下記の方で希望される方

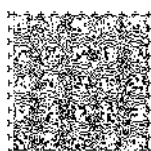
- ・ 障害のある方（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）
- ・ 75歳以上の高齢者の方
- ・ 65歳以上74歳以下で一人ぐらしの高齢者の方

【配 布 先】 障害福祉課各障害相談係、滝野川地域障害者相談支援センター、問い合わせ先または最寄りの高齢者あんしんセンター

問い合わせ

高齢福祉課 高齢相談係

☎ 3908-9083 FAX 3908-1229



原子爆弾被爆者の医療・手当

被爆者とは、広島・長崎で被爆し、被爆者健康手帳を交付された方で、次のような区分があります。

- 1 直接被爆者…原爆投下時、当時の広島市・長崎市あるいは法令で定められた区域内に
あった方
- 2 入市者…原子爆弾投下2週間以内（広島8月20日、長崎8月23日まで）に爆心地から
2km以内の法令で定められた区域内に救護、医療活動、親族探しのために
入った方
- 3 死体処理救護従事者等…原子爆弾投下2週間以内に被爆者の救護搬送、死体処理等に従事、
「黒い雨」に遭った等により放射能の影響を受ける事情が
あった方
- 4 胎児…上記1・2・3の被爆者の胎児
（広島は昭和21年5月31日まで、長崎は昭和21年6月3日までの出生者）

【内 容】

1 認定疾病医療費

原子爆弾による放射線が原因となって起こったけがや病気について厚生労働大臣からそのけがや病気が原子爆弾の障害作用に起因するものであることの認定を受けた方は、指定医療機関で医療を受けるときその医療に係る医療費について全額を国費で負担します。

主な認定疾病

- ・ 悪性腫瘍（固形がんなど）、白血病、副甲状腺機能亢進症
- ・ 心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎、肝硬変
- ・ 放射線白内障（加齢性白内障を除く）

2 一般疾病医療費

認定疾病医療費の給付を受けることのできる疾病と例外疾病を除く全ての病気やけがについて医療を受けた場合に支給されます。

ただし、保険適用外のものについては対象となりません。

例外疾病など

- ・ 遺伝性疾患 ・ 先天性疾患 ・ 被爆時以前にかかった精神病
- ・ むし歯のうちC1、C2、エナメル質初期う蝕

※ 自己の犯罪行為、闘争、泥酔、故意または重過失等による病気やけがについても対象外です。

3 一部負担金相当額の給付（75歳以上の方の医療の給付）

被爆者健康手帳の交付を受け、後期高齢者医療被保険者証を所持している方に、一部負担金相当額を給付します。ただし、認定疾病医療費の給付を受けることができる疾病と例外疾病および保険適用外のものについては対象となりません。

※ 自己の犯罪行為、闘争、泥酔、故意または重過失等による病気やけがについても対象外です。

4 治療用装具の医療費

保険診療において、保険医が治療上必要があると認めて、関節用装具、コルセットなどの治療用装具を業者に作らせて患者に装着した場合、装具購入に要した費用について、保険給付分を保険者に請求し支給決定通知書を受けた後、自己負担分について払い戻しの請求ができます。

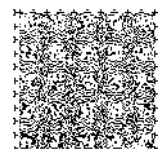
5 各種手当

- ① 医療特別手当 ② 特別手当 ③ 原子爆弾小頭症手当
- ④ 健康管理手当 ⑤ 保健手当 ⑥ 介護手当 ⑦ 葬祭料

6 介護保険利用等助成

介護保険サービスを利用している方などについて助成金を支給します。

医療
健康



6 医療・健康

7 被爆者2世の医療費の助成

健康診断受診票の交付を受けた方で次の11の障害を伴う疾病にかかり、6ヵ月以上の医療を必要とする方に各種医療保険が適用された後の医療費の自己負担分を公費で負担します。（入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は除きます。）

- ① 造血機能障害 ② 肝臓機能障害 ③ 細胞増殖機能障害
- ④ 内分泌腺機能障害 ⑤ 脳血管障害 ⑥ 循環器機能障害
- ⑦ 腎臓機能障害 ⑧ 水晶体混濁による視機能障害（白内障のみ）
- ⑨ 呼吸器機能障害 ⑩ 運動器機能障害 ⑪ 潰瘍による消化器機能障害

※ただし、原子爆弾の放射線の影響によるものでないことが明らかな場合は除きます。

問い合わせ	
東京都保健医療局保健政策部疾病対策課被爆者援護担当	☎ 5320-4473
受付窓口	
地域福祉課 地域福祉係	☎ 3908-9015 FAX 3908-6666

産科医療補償制度（脳性まひのお子様向け）

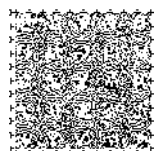
お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償の対象 (①～③の基準すべてを満たす場合、補償対象となります)			補償内容
①	2015年1月1日から2021年12月31日 までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合	総額 3,000万円
	在胎週数が <u>32週以上</u> で出生体重が <u>1,400g以上</u> 、 または 在胎週数が <u>28週以上</u> で所定の要件を満たすこと	在胎週数が <u>28週以上</u> であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺であること		
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性麻痺であること		

※補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページをご参照ください

問い合わせ
(公財) 日本医療機能評価機構 産科医療補償制度専用コールセンター ☎ 0120-330-637 受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始除く） 産科医療補償制度ホームページ http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/



区営住宅あき家（家族向）入居者募集 身 知 精

区営住宅あき家の入居者を毎年6月（予定）に募集します。

北区にお住まいの方で、都営住宅に準じる入居資格項目のすべてにあてはまる方に限ります。
※単身者向けはありません。入居資格を満たしている世帯で、障害者世帯などは所得基準が緩和されます。

詳しくは募集案内配布時期に募集案内をご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ

住宅課 区営住宅受付担当 ☎ 3908-1523 FAX 3908-1526

都営住宅地元割当入居者募集 身 知 精

東京都が募集するほかに、北区の地元割当があった場合は、区民の方を対象に募集を行う場合があります。

北区にお住まいの方で、都営住宅に準じる入居資格項目のすべてにあてはまる方に限ります。
入居資格を満たしている世帯で、障害者世帯などは所得基準が緩和されます。

詳しくは募集案内配布時期に募集案内をご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ

住宅課 区営住宅受付担当 ☎ 3908-1523 FAX 3908-1526

都営住宅（単身者向・家族向）入居者募集 身 知 精

東京都が募集する住宅は、5月・8月・11月・2月の年4回（予定）あります。
8月・2月には車いす使用者向けの募集などがあります。詳しくはお問い合わせください。

募集時期	募 集 の 内 容
5月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）
8月上旬	家族向（ポイント方式）※
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）
11月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）
2月上旬	家族向（ポイント方式）※
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）

※ポイント方式とは、ひとり親世帯（母子・父子世帯）・高齢者世帯・心身障害者世帯・多子世帯・特に所得の低い一般世帯・車いす使用者世帯などに限った募集です。

※ポイント方式以外の募集では、居室内で病死等があった住宅の募集も行います。

※毎月募集（毎月中旬頃）

一般世帯・若年夫婦・子育て世帯・単身者向・結婚予定者向（定期使用住宅）に募集を行います。

問い合わせ

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター テレホンサービス ☎ 6418-5571
〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3階
☎ 3498-8894 FAX 3409-4527
ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/>



7 住宅

都営住宅優遇抽せん制度（家族向）

公 難 精 知 身

5月と11月の家族向募集で一般世帯より有利な優遇抽せん(5倍または7倍)が受けられます。

【対象】 ※一例

＜優遇倍率5倍に該当する方＞	＜優遇倍率7倍に該当する方＞
①身体障害者手帳の交付を受けている方 (5級～)	①身体障害者手帳の交付を受けている方 (1～4級)
②愛の手帳の交付を受けている方 (4度)	②愛の手帳の交付を受けている方 (1～3度)
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (3級、障害年金等の受給に際し、障害の 程度が同程度と判定された方を含む)	③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けて いる方 (1・2級、障害年金の受給に際 し、障害の程度が同程度と判定された方を含 む)
④難病患者など	
⑤原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方	
⑥公害病認定患者	

※その他にも優遇される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター テレホンサービス ☎6418-5571
〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3階
☎ 3498-8894 FAX 3409-4527
ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html>

都営住宅使用承継制度

公 難 精 知 身

都営住宅の名義人の死亡や離婚又はパートナーシップ関係の解消による転出などのやむを得ない事情があり、収入が入居収入基準以下であることなど、条例等に定める基準を満たした場合に限り、正式同居許可を受け、継続して居住している同居親族の方に引き続き都営住宅の使用を許可する制度です。原則として、名義人の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方だけに許可されますが、例外で、障害者、病弱者の方については、特に居住の安定を配慮するため、名義人の三親等親族まで（親、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい等）許可します。

【例外の対象となる方】

○障害者

承継しようとする方または同居者が下記のいずれかに該当するとき

- ・愛の手帳 1 度～4 度
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級
- ・身体障害者手帳 1 級～3 級
- ・上記に該当しない所得税法に定める特別障害者

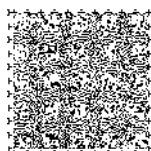
○病弱者

承継しようとする方または同居者に、疾病により当該都営住宅に継続して居住しなければ生活の維持が困難であると認められるとき

- ・難病患者、原爆被爆者、公害病認定患者
- ・都立病院（旧公社病院を含む）の医師の診断書を踏まえ、住環境の病状への影響状況等に基づき居住の継続が必要と判断される場合等

問い合わせ

J K K 東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター ☎ 0570-03-0071
ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスを利用の方は ☎ 6279-2652



都営住宅使用料の減額**身 知 精 難 公**

都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。

- ①身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２・３度、精神障害者保健福祉手帳１・２級の方がいる世帯
- ②東京都難病患者等に係る医療費助成を受けている方、児童福祉法に基づく小児慢性疾患に係る医療費助成を受けている方、公害医療手帳をお持ちの方がいる世帯等

問い合わせ

J K K 東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター ☎ 0570-03-0071
 ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方は ☎ 6279-2652

障害者世帯及びひとり親世帯転居費用助成**身 知 精**

北区に１年以上居住している障害者世帯及びひとり親世帯が、自己の責任によらない「立ち退き」の求めを受けて、区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合算額について１５万円を限度に助成します。

【対 象】次のいずれかに該当する方

- １ 身体障害者手帳１～４級・愛の手帳１～３度に該当する方がいる世帯
- ２ 精神科の医療機関に継続通院し、北区が自立に向けた支援を行っている方のいる世帯
- ３ １８歳未満の子どもを扶養するひとり親世帯（１８歳に達する年度の末日まで申請可）

【要 件】①～⑦すべてに該当する方

- ① 申請日現在北区内に住所を有し、かつ、区内に引き続き１年以上住民登録をしていること
- ② 区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅に転居したこと
- ③ 自己の責によらない事由により立ち退きの求めを受けて転居をし、立ち退き証明書を提出できること
- ④ 世帯の総所得金額が所得基準以内であること
- ⑤ 居住世帯員が、住民税を滞納していないこと
- ⑥ 転居前の賃貸借契約に基づき家賃の支払いを行っており、かつ、直近６ヵ月間の家賃の支払いを滞納していないこと
- ⑦ 他制度による公的住宅扶助（生活保護等）を受けていないこと

【助成内容】

礼金・仲介手数料の合算額（上限１５万円）

※立ち退き料を受領した場合は、礼金・仲介手数料の実費から立ち退き料相当額を控除した額を助成します。

【申請期限】

住民基本台帳上の転居日から１年以内

問い合わせ

住宅課 住宅支援係 ☎ 3908-9203 FAX 3908-9086

住宅



7 住 宅

UR都市機構「新築UR賃貸住宅」の抽選時の倍率優遇 身 知 精

身体・知的障害者の方がいる世帯が、抽選を伴う新築UR賃貸住宅に申込み際、当選率が「普通」区分の20倍に優遇されます。

【対 象】

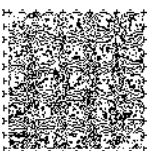
- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の障害のある方。
- (2) 下記のいずれかに該当する方。
 - ① 愛の手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障害のある方で、常時介護を要する方
 - ② 児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障害またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方

問い合わせ

UR都市機構東日本賃貸住宅本部 住宅経営部営業開発課

〒163-1382 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー16階

☎ 5323-3560



職業訓練

身 知 精 難

就職に必要な知識や技能を身につけることを目的としています。ハローワークと連携して就職の相談・支援をします。

ハローワーク王子（王子公共職業安定所） 〒114-0002 王子6-1-17

専門援助部門 ☎ 5390-8613

開庁時間 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

都立職業能力開発センター（板橋校・城東センター・城南センター）

知

【対象】（軽度の知的障害者の方で）職業的自立が見込まれる方

集団生活に適應し、1日8時限（1時限：45分）の訓練を継続して受けられる方

【訓練科目】実務作業科

【期間】1年間。4月入校。授業料は無料（作業服代等が自己負担）

【応募条件】療育手帳（愛の手帳）等を取得している方

※療育手帳の交付を受けていない方は、障害者職業センター等が発行する知的障害者と認める判定書でも可

※見学を随時受け付けておりますので、見学を希望する校に直接お問い合わせください。

東京障害者職業能力開発校

身 知 精

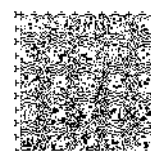
（※障害者手帳をお持ちの方）

専門知識はもちろん、コミュニケーションやビジネスマナーなど就職に必要な社会生活スキルもあわせて修得します。毎週校内見学会を実施しています。入校検討されている方は、ご連絡ください。募集期間、選考日等は校ホームページ（キーワード検索または、右QRコード）をご覧ください。



仕事

対象者	科名	期間	入校期	備考
身体障害者 精神障害者 発達障害者	①ビジネスアプリ開発科	1年	年1回（4月）	
	②ビジネス総合事務科			
	③グラフィックDTP科			
	④ものづくり技術科			
	⑤建築CAD科			
	⑥製パン科	6か月	年4回 （4、7、10、1月）	修了後は、⑦⑧⑩科目への連続受講が可能。（選考あり）
	⑦調理・清掃サービス科			
	⑧オフィスワーク科			
	⑨就業支援科	3か月		
精神障害者 発達障害者	⑩職域開発科	6か月		障害者手帳がない場合は、医師からの精神、発達障害診断があれば応募可。
知的障害者	⑪実務作業科	1年	年1回（4月）	障害者手帳がない場合は、関連機関発行の障害判定書があれば応募可。
重度視覚障害者	⑫OA実務科			訓練実施場所は委託先。



IT技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業）

インターネットを利用して、コンピュータのプログラミング技術やアプリケーションソフトの操作技術を習得することにより、在宅での就労を目指します。

【対象】 身体障害者手帳1～3級の方で、おおよそ高校卒業程度の学力があり、20～30時間程度の学習が可能な方。

【期間】 2年間 募集人数は5名

【費用】 無料

社会福祉法人 東京コロニー職能開発室

〒164-0001 東京都中野区中野 5-3-32

☎6914-0859 FAX6914-0869

ホームページ <https://www.tocolo.or.jp/syokunou/>

国立職業リハビリテーションセンター 身 知 精 難

障害のある方々に対し、就職に必要な職業訓練や適応支援・就職支援などを一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。

【対象】 身体障害、高次脳機能障害、難病、発達障害、精神障害、知的障害のある方

【手続】 ハローワークで求職登録を行い、ハローワークを通じて申請を行ってください。

【訓練科目】 メカトロ系（機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科）、建築系（建築設計科）、情報系（DTP・Web技術科、OAシステム科）、ビジネス系（経理事務科、OA事務科、オフィスワーク科）、物流系（物流・資材管理科）、職域開発系（アシスタントワーク科）6系11科

【期間】 原則1年 又は6か月

※入所機会は年間10回。なお入所月は、年度ごとに設定される。

【費用】 受講料は無料（科によって作業服代等が自己負担）

問い合わせ

都立中央・城北職業能力開発センター 板橋校

〒174-0041 板橋区舟渡2-2-1 ☎ 3966-4131

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/vsdc/itabashi/index.html>

都立城東職業能力開発センター

〒120-0005 足立区綾瀬5-6-1 ☎ 3605-6140

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/vsdc/joto/index.html>

都立城南職業能力開発センター

〒140-0002 品川区東品川3-31-16 ☎ 3472-3411

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/vsdc/jonan/index.html>

東京障害者職業能力開発校 〒187-0035 小平市小川西町2-34-1

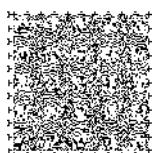
☎ 042-341-1427 FAX 042-341-1451

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/index.html>

国立職業リハビリテーションセンター

〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2 ☎ 04-2995-1201

<https://www.nvrco.jeed.go.jp/>



（公財）東京しごと財団 障害者就業支援課

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

● 障害者雇用就業サポートデスク

就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています（飯田橋のみ）。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。（職業紹介はしていません。事前予約制です。）

飯田橋 月～金 午前9時～午後5時

多摩 月～金 午前9時～午後5時

【電話】03-5211-5462（飯田橋・多摩共通）

● 就活セミナー

就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマにしたセミナーです。障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。

● 企業見学

障害者雇用のイメージや障害者が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用に先進的に取り組む企業等の見学会を行っています。少人数制、随時開催、障害者が活躍している現場を見学することができます。

● 職場体験実習

企業で働いた経験がない（少ない）、適性が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。障害者を受入れたいと希望する企業等とのマッチングを随時行うほか、面談会を年8回、ミニ面談会を年4回行っています。

● 障害者委託訓練事業

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

- ・知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など）
- ・障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業に必要なパソコン操作と現場実習など）
- ・実践能力取得訓練コース（事務補助、清掃など）
- ・e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な障害者が対象。Web制作実践講座など）
- ・在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）

受講料・・・無料（交通費、食事代等は訓練生負担）

※訓練実施場所については、それぞれのコースによって異なります。

上記、各事業の詳細や、最新情報につきましては、ホームページをご覧ください。

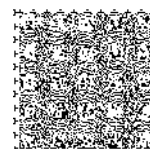
問い合わせ

（公財）東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課

〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8階

☎ 5211-2681

ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



障害者福祉工場

作業能力と労働意欲はありながら障害の状況、職場の設備、通勤事情などで一般企業に就職することが困難な方のために、設備などに配慮がされた工場では就労の援助をしています。

工場名	電話	所在地	営業種目
東京都葛飾福祉工場 (就労移行支援、 就労継続支援 A・B型)	☎ 3600-4001 FAX 3609-8002	〒125-0042 葛飾区金町 2-8-20	防災・産業安全用品等販売、 縫製、製袋、屋内水耕栽培 (植物工場) / 他
東京都板橋福祉工場 (就労移行、 就労継続支援 A・B型)	☎ 3935-2601 FAX 3935-2688	〒175-0082 板橋区高島平 9-42-7	マイクロフィルム作成、デ ジタル情報加工、印刷・製 本、パン・野菜の製造販売 / 他

特定求職者雇用開発助成金 **身** **知** **精** **難**

高年齢者、障害者などの就職が特に困難な方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により継続して雇用する労働者等として雇い入れた事業主に対して、助成金が支給される場合があります。

問い合わせ	
ハローワーク王子（王子公共職業安定所）	〒114-0002 王子6-1-17 ☎ 5390-8609（代表）

雇用保険法による失業給付 **身** **知** **精** **難**

障害のある方で雇用保険の受給資格がある場合、雇用されていた期間や離職理由及び年齢により、支給される日数が一般の方より優遇されることがあります。また、失業給付の支給残日数が所定給付日数の3分の1未満であり、公共職業安定所又は厚生労働大臣が許可した職業紹介事業者の紹介により安定した職業に再就職した場合、常用就職支度手当が支給されることがあります。

問い合わせ	
ハローワーク王子（王子公共職業安定所）	〒114-0002 王子6-1-17 雇用保険課 ☎ 5390-8611

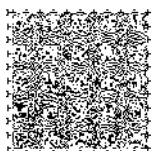
職業相談 **身** **知** **精** **難****ハローワーク王子（王子公共職業安定所）**

障害のある方の相談窓口を設けて、職業紹介・相談などを行っています。

〒114-0002 王子6-1-17

専門援助部門 ☎ 5390-8613

開庁時間 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分



日本視覚障害者職能開発センター

目の不自由な方の職業指導や相談などを行っています。

あらかじめ電話などで日時を予約してください。

〒160-0003 新宿区四谷本塩町2-5

☎ 3341-0900 FAX 3341-0967

受付時間 月曜～金曜 午前9時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）

東京障害者職業センター

身 知 精 難

ハローワーク（公共職業安定所）や関係機関と連携し、就職のための相談や準備から、就職後の定着、復職等の相談・支援まで、様々な課題に対して、職業リハビリテーションサービスを提供します。障害のある方と事業主双方を支援します。

（障害のある方へのサービス）

- ・相談や検査、作業等を通じて、今後の就職や職場定着に向けた相談をしています。
- ・就職に向けた準備を整えるための職業準備支援を実施しています。
- ・職場に適應できるように、ジョブコーチ支援を実施しています。
- ・うつ病等の精神障害により休職している方を対象に、職場復帰に向けた支援（リワーク支援）を実施しています。

相談は予約制になっていますので、ご利用の際は事前にご連絡ください。

受付時間 月曜～金曜 午前8時45分～午後5時（祝日・年末年始を除く）

問い合わせ

東京障害者職業センター

〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル 3階

☎ 6673-3938 FAX 6673-3948

リワークセンター東京（リワーク支援のみ）

〒111-0041 台東区元浅草3-18-10 上野NSビル7階

☎ 5246-4881 FAX 5246-4882

仕事

障害者就業・生活支援センター

身 知 精

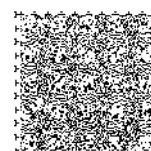
就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

（就業面での支援）

- 1 就業に関する相談支援
 - ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・障害者の特性、能力に合った職務の選定
 - ・就職活動の支援
 - ・職場定着に向けた支援
- 2 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 3 関係機関との連絡調整

（生活面での支援）

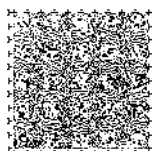
- 1 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言



8 仕事

2 関係機関との連絡調整

問い合わせ	
障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ (運営法人 社会福祉法人JHC板橋会) 〒174-0072 板橋区南常盤台2-1-7 ☎ 5986-7551 FAX 3554-8202	
障害者就業・生活支援センター アイ-キャリア (運営法人 特定非営利活動法人まひろ) 〒158-0083 世田谷区奥沢3-31-4 W.OKUSAWA 4F ☎ 6421-8127 FAX 6421-8127	
障害者就業・生活支援センター オープナー (運営法人 社会福祉法人多摩 ^{しゅろってい} 棕櫚亭協会) 〒186-0003 国立市富士見台1-17-4 ☎ 042-577-0079 FAX 042-575-8332	
就業・生活支援センター WEL' S TOKYO (運営法人 特定非営利活動法人WEL' S) 〒101-0054 千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクエアCN308 ☎ 5259-8372 FAX 5259-8372	
障害者就業・生活支援センター TALANT (運営法人 特定非営利活動法人わかくさ福祉会) 〒192-0046 八王子市明神町4-5-3 橋捷ビル4階 ☎ 042-648-3278 FAX 042-648-3598	
障害者就業・生活支援センター けるん (運営法人 特定非営利活動法人青少年自立援助センター) 〒197-0022 福生市本町53健之会ビル4階 ☎ 042-553-6320 FAX 042-513-4620	



就労支援センター北



障害のある方の一般就労を促進し、安心して働き続けられるよう就労面と生活面の支援を一体的に行います。（登録制）

就労面の支援

職業相談・就職準備支援・職場開拓支援・職場実習支援・職場定着支援・離職時の調整および離職後の支援

生活面の支援

日常生活の支援・安心して働き続けるための支援・豊かな社会生活を築くための支援・将来設計や自己決定の支援

問い合わせ

〔主に知的・身体障害の方〕 ドリームヴィ

〒114-0034 上十条2-1-12 ☎/FAX 3906-7753

〔主に精神障害の方〕 わくわくかん

〒115-0044 赤羽南2-6-6 スカイブリッジ21 地下1階

☎ 3598-3337

※ドリームヴィ・わくわくかんともに北区在住または在勤の方

【利用時間】

月曜～土曜

ドリームヴィ 午前10時～午後6時（祝日・年末年始を除く）

わくわくかん 午前10時～午後7時（祝日・年末年始を除く）

【利用方法】

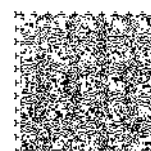
まずセンターへお電話またはFAXをお願いします。

初回のみ利用登録を行います。

登録後は電話のみの相談も受け付けています。

なお、相談・登録は無料です。

仕事



9 税・公共料金

税金の控除（所得税）

身 知 精

障害者本人に所得がある場合と、障害者を扶養している場合、所得控除があります。

【対象】

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている方（1・2級は特別障害者）
- 2 愛の手帳の交付を受けている方（1・2度は特別障害者）
- 3 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（すべて特別障害者）
- 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症から第3項症は特別障害者）
- 5 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方（すべて特別障害者）
- 6 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級は特別障害者）
- 7 常に寝たきりで複雑な介護が必要な方（すべて特別障害者）
- 8 身体または精神に障害のある65歳以上の方で、福祉事務所長から1～3の障害に準すると認定された方（重度の障害は特別障害者）（年齢は12月31日現在です）

問い合わせ

王子税務署個人課税第一部門

〒114-8560 王子3-22-15

☎ 3913-6211（代表）

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）

税金の控除（住民税）

身 知 精

障害者本人に所得がある場合と、障害者を扶養している場合、所得控除があります。

【対象】

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている方（1・2級は特別障害者）
- 2 愛の手帳の交付を受けている方（1・2度は特別障害者）
- 3 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（すべて特別障害者）
- 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症から第3項症は特別障害者）
- 5 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方（すべて特別障害者）
- 6 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級は特別障害者）
- 7 常に寝たきりで複雑な介護が必要な方（すべて特別障害者）
- 8 身体または精神に障害のある65歳以上の方で、福祉事務所長から1～3の障害に準すると認定された方（重度の障害は特別障害者）（年齢は12月31日現在です）

問い合わせ

税務課 課税第一係～課税第四係

☎ 3908-1113 FAX 3908-2022

利子等の非課税

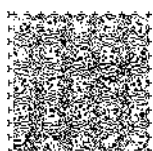
身 知 精

少額預金等の各元本350万円までの利子が非課税扱いとなります。

【対象】

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 2 愛の手帳の交付を受けている方
- 3 戦傷病者手帳の交付を受けている方
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※1～4以外の障害者の方も該当の場合がありますので、詳しくは各金融機関にお問い合わせください。



相続税の軽減**身 知 精**

相続又は遺贈により財産を取得した方が障害者の場合、障害の程度および年齢に応じて相続税が軽減されます。

【対 象】次に該当する方

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている方（１・２級は特別障害者）
- 2 愛の手帳の交付を受けている方（１・２度は特別障害者）
- 3 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（すべて特別障害者）
- 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症から第３項症は特別障害者）
- 5 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方（すべて特別障害者）
- 6 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（１級は特別障害者）
- 7 常に寝たきりで複雑な介護が必要な方で、福祉事務所長から１から３の障害に準すると認定された方
- 8 精神又は身体に障害のある６５歳以上の方で、福祉事務所長から１から３の障害に準すると認定された方

問い合わせ

王子税務署 〒114-8560 王子3-22-15 ☎ 3913-6211（代表）
月曜～金曜 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）

贈与税の軽減**身 知 精**

特定障害者（特別障害者及び一定の障害者）が特定障害者扶養信託契約にもとづく信託受益権の贈与を受けた場合には、「障害者非課税信託申告書」を、信託銀行等（受託者）を経由して税務署へ提出することにより、信託受益権の価額（信託財産の価額）のうち

特別障害者の方は、6,000万円までの部分の金額について贈与税が非課税になります。特定障害者のうち特別障害者以外の方は、3,000万円までの部分の金額について非課税となります。

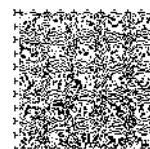
※特定障害者扶養信託制度 特定障害者の親族等（委託者）が信託銀行等に金銭等を信託し、特定障害者を受益者として設定することにより特定障害者の将来の生活費等を信託銀行等を通じて保全しようとするものです。詳しくは下記にお問い合わせください。

【対 象】次に該当する方

- 1 愛の手帳の交付を受けている方
- 2 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方
- 3 精神又は身体に障害のある65歳以上の方で、福祉事務所長から１または２の障害に準すると認定された方
- 4 「相続税の軽減（110頁）」の【対象】に記載のある方のうち、特別障害者に該当する方

問い合わせ

王子税務署 〒114-8560 王子3-22-15 ☎ 3913-6211（代表）
月曜～金曜 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）

税
公
共

9 税・公共料金

個人事業税の軽減

身 知 精

- 1 前年中の所得が370万円以下の障害者または障害者を扶養している方は納期限までの減免申請書提出により、事業税が1人につき5,000円（特別障害者は10,000円）の減税になります。

※特別障害者については、「相続税の軽減（110頁）」を参照してください。

- 2 下記、対象の方は課税されません。

【対 象】

両眼の視力が0.06以下の視力障害で、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧などの医業に類似する事業を営む方

問い合わせ

荒川都税事務所 個人事業税班

〒116-8586 荒川区西日暮里2-25-1 ステーションガーデンタワー7階

☎3802-8114 月曜～金曜 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

関税の免除

身

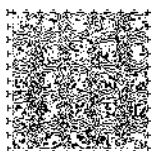
身体障害者用に特に製作された器具等で政令で定めるもの、および社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品の輸入については、輸入申告の際に必要な手続きを行うことにより、関税が免除される場合があります。

問い合わせ

東京税関 業務部 税関相談官室（税関手続等に関するご相談窓口）

〒135-8615 江東区青海2-7-11

☎3529-0700 月曜～金曜 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）



自動車税（種別割・環境性能割）・**軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免****身 知 精**

下記（対象）の心身障害者又は、この心身障害者と生計を一にする方が所有し、専ら心身障害者のために使用する自動車の税金を減免します。減免を受けることができる自動車（軽自動車、二輪車、原動機付自転車を含みます）は、障害者の方1人につき1台に限られます。

※自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割は、旧自動車取得税のことで、

【減免の対象となる障害の程度】

1 身体障害者手帳

障 害 の 区 分		障 害 の 級 別					
下 肢 機 能 障 害		1	2	3	4	5	6
体 幹 機 能 障 害		1	2	3		5	
上 肢 機 能 障 害		1	2				
視 覚 障 害		1	2	3	4の1		
聴 覚 障 害			2	3			
平 衡 機 能 障 害				3		5	
音声または言語機能障害				3 ※①			
乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1	2				
	移動機能	1	2	3	4	5	6
心 臓 機 能 障 害		1		3	4		
じん臓機能障害		1		3	4		
呼吸機能障害		1		3	4		
ぼうこう・直腸機能障害		1		3	4		
小 腸 機 能 障 害		1		3	4		
ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害		1	2	3			
肝 臓 機 能 障 害		1	2	3	4		

※① 喉頭摘出による音声機能障害のある場合に限り、

2 愛の手帳

総 合 判 定 の 程 度	1	2	3
---------------	---	---	---

3 精神障害者保健福祉手帳

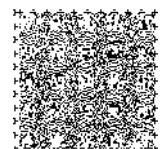
障 害 の 程 度	1 ※②
-----------	------

※② 精神通院医療に係る自立
支援医療受給者に限り、

4 戦傷病者手帳

減免の対象となる障害の程度については、自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割は東京都自動車税コールセンターへ、軽自動車税種別割は北区税務課税務係へお問い合わせください。

※手帳の交付申請中の場合には、交付申請中であることが確認できる書類



9 税・公共料金

【申請期限等】

1 自動車税種別割

新たに自動車を購入した場合は登録の日から1ヵ月以内に申請してください。すでに減免を受けている自動車がある場合は、申請期限以内に抹消登録又は移転登録が済んでいる必要があります。

すでに所有している自動車は4月1日から5月31日の期間に(※③)申請してください。自動車税種別割が申請年度より減免されます。

※③ 期間の末日が土日・祝日・年末年始の場合は翌開庁日までとなります。

また上記以外の時期に申請された場合(事前受付期間)、申請年度の翌年度から適用となります。

2 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

登録(取得)の日から1ヶ月以内に申請してください。

3 軽自動車税種別割

軽自動車税(種別割)納税通知書が届いてから納期限(5月末日)までに申請してください。

※納期限は土日・祝日の場合、翌開庁日となります。

【減免額】

1 自動車税種別割

45,000円までを減免額の上限とし、上限を超える場合は、それを超えた税額分を納付していただきます。(新規登録の場合、登録月により、45,000円の月割額となります。)

2 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額が減免上限額となります。

3 軽自動車税(種別割) 車両区分に応じた税額が減免となります。

【減免の対象となる自動車】

納税義務者(所有者または取得者)	自動車の運転者	使用目的
障害者の方	障害者の方	特に問いません
障害者の方	障害者以外の方	もっぱら障害者の方の通院・通学等のために使用する
障害者の方と生計を同じくする方	障害者の方	
障害者の方と生計を同じくする方	障害者以外の方	

※「生計を同じくする方」とは、「障害者の方と同居している方」や「障害者の方の住所地近隣(2キロ以内)にお住まいの親族の方」などをいいます。

【手続】

○自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の場合

1 障害者の方が所有または取得し、運転する場合

障害者の方が所有または取得し、障害者以外の方が運転する場合

① 減免申請書

(自動車税種別割・自動車税環境性能割)

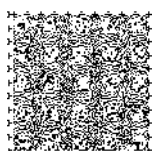
東京都主税局ホームページからダウンロードできます)

② 手帳の原本(複数の手帳をお持ちの場合はそのすべての手帳)

※手帳の交付申請中の場合には、手帳の交付申請書の写し(希望された方にのみ交付)

※カード形式の場合は、カードと合わせて別冊もお持ちください。

③ 運転される方の運転免許証またはそのコピー(表裏両面)



- 2 生計を同じくする方が所有または取得し、障害者の方が運転する場合
 生計を同じくする方が所有または取得し、障害者以外の方が運転する場合

上記①②③

- ④ 所有者又は取得者の方の住所が確認できる公的証明書
 （運転免許証、住民票等）

- ⑤ 生計を同じくする方が近隣（2km以内）にお住まいの親族の場合は「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本等）

減免申請書に通院先等の住所、名称及び電話番号を記入していただきます。

その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

○軽自動車税種別割の場合

- ①手帳の原本

※カード形式の場合は、カードと合わせて別冊もお持ちください。

- ②運転される方の運転免許証

- ③納税通知書

- ④納税義務者のマイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか（代理人の場合は上記マイナンバー確認書類の写し）

- ⑤（代理人の場合）納税義務者からの委任状（マイナンバー使用に関して）

- ⑥（代理人の場合）代理人自身の本人確認書類

その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

問い合わせ

自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割について

東京都自動車税コールセンター ☎ 3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始12/29～1/3を除く）

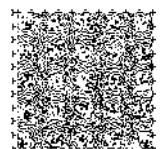
詳しくは、東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）をご覧ください

軽自動車税種別割について

税務課 税務係

☎ 3908-1114

FAX 3908-2022



9 税・公共料金

交通料金の割引

JR等運賃の割引 身 知 精

身体・知的・精神障害者やその介護者がJR線を利用する場合、運賃が割引になります。

利用区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種の身体・知的・精神障害者が介護者付き添いで利用する場合	普通乗車券 定期乗車券(小児を除く) 回数乗車券(バスを除く) 急行券(JR線のみ)	5 割 介護者も同率 (バスの定期券は3割)	JR線(航路・バスを含む)および連絡社線(私鉄線)の各駅相互間
第2種で12歳未満の身体・知的・精神障害児に付き添う場合	定期乗車券(介護者のみ)		
第1種、第2種の身体・知的・精神障害者が単独で乗車する場合	普通乗車券	5 割	同上、ただし鉄道・航路は片道100kmを超える区間に限る

※12歳未満の心身障害児については、小児運賃の5割引となります。

※「第1種」、「第2種」の種別は手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に記載されています。

【問い合わせ先】各駅へお問合わせください。

※戦傷病者手帳をお持ちの方は、障害の程度により年1～12枚の乗車割引証を交付します。詳しくは、東京都福祉局生活福祉部企画課援護恩給担当へお問い合わせください。

私鉄旅客運賃の割引

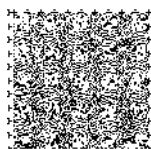
私鉄各社で割引内容は異なりますので、詳しくは私鉄各駅発売窓口にお問い合わせください。

フェリー旅客運賃の割引

各社で割引内容は異なりますので、詳しくは各フェリー会社へお問い合わせください。

航空旅客運賃の割引 身 知 精

満12歳以上の身体障害者手帳または愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が国内線の航空機を利用するとき、運賃が割引になります。各航空会社により割引内容や手続き等が異なりますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。



タクシー料金の割引 身 知 精※

心身障害者がタクシーを利用するとき、乗務員に手帳を提示すると利用料金が1割引になる場合があります。タクシー乗車時に乗務員にご確認ください。

【対 象】

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※精神障害者保健福祉手帳の場合、一部割引を適用していないタクシー会社があります。詳しくは各タクシー会社へお問い合わせいただくか、タクシー乗車前に必ずご確認ください。

【手 続】

乗車時に身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳に添付された写真を提示し、割引を受けてください。福祉タクシー券利用の場合も割引されます。

問い合わせ	
東京都個人タクシー協会	☎ 3947-1461
日個連東京都営業協同組合	☎ 5976-9111
苦情・要望の受付	
(公財) 東京タクシーセンター	☎ 3648-0300

民営バス料金の割引 身 知 精

障害者手帳をお持ちの方と介護者が民営バスを利用するとき、料金が割引になります。

※シルバーパスをお持ちの方の場合、シルバーパスとの併用はできません。

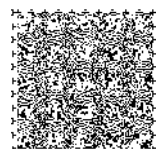
【割引率と利用方法】

利 用 区 分	対 象 者	割 引 率	利 用 方 法
手帳をお持ちの方が単独で乗車する場合	①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③東京都が発行する、写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	5割	乗車時に手帳を提示
介護人付き添いで利用する場合	第1種身体障害者手帳の方または愛の手帳をお持ちの方	5割 (介護人同率)	「心身障害者民営バス乗車割引証」を乗車時に提示
定期券を購入する場合	身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方	3割	「民営バス通勤通学定期券割引購入申込書」を購入時に提出

【手 続】

「心身障害者民営バス乗車割引証」「民営バス通勤通学定期券割引購入申込書」の交付は、手帳をご持参ください。

問い合わせ	
障害福祉課 王子障害相談係	☎ 3908-9081 FAX 3908-5344
赤羽障害相談係	☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



9 税・公共料金

都営交通無料乗車券と割引

身 知

下記の障害に該当する方に、都営交通（都電、都バス（江東〇１（しおかぜ）を除く）、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）を利用するときの無料乗車券を交付します。

（シルバーパスまたは精神障害者都営交通乗車証をお持ちの方は併用できませんのでいずれか一種を選択してください。）

【対 象】

- 1 身体障害者手帳（１級～６級）の交付を受けている方
- 2 療育手帳（愛の手帳）の交付を受けている方
- 3 戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症～第６項症、第１款症～第５款症）
- 4 原子爆弾の被爆者健康手帳の交付を受けている方
（厚生労働大臣の認定患者および健康管理手当受給者）

【割 引 率】

- ① 本人無料（無料乗車券提示）
- ② 介護者の扱い

【対象】１・２の介護者は５割引（バス定期券は３割引）

被介護者１人に対して介護人は１人（バスはその限りでない）

○地下鉄をご利用の場合

（１）身体障害者手帳の方については、第１種および１２歳未満の定期券を使用する第２種身体障害者の介護者に限る

（２）東京都以外が発行する療育手帳の所持者は、第１種および１２歳未満の定期券を使用する第２種知的障害者の介護者に限る

※介護者割引を受ける際には、身体障害者手帳または愛の手帳をご提示のうえ、駅係員等へお尋ねください。（無料乗車券のみのご提示では、介護者割引は受けられません。）

【新規・更新手続】

手帳、乗車券（更新手続きの場合のみ）をご持参ください。更新は、発行済の乗車券の有効期限月の初日から手続きができます。

（例：有効期限が１２月３１日の場合、１２月１日から各窓口で手続きができます）

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

※上記で発行された磁気式の乗車券を、ＩＣカード式(PASMO)に変更することができます。

変更を希望される場合は、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所でPASMOに変更できます。自動定期券発売機では変更できませんので、

発行窓口（２３区内で１１ヶ所）について詳しくは下記にお問い合わせください。

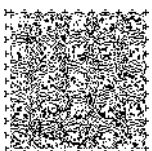
【発行の際にお持ちいただくもの】

- ①使用中の磁気式の都営交通無料乗車券
- ②PASMO（定期券情報が付加されたもの、クレジットカード一体型、小児用、モバイルPASMO、ApplePayのPASMOは不可）

PASMOに都営交通無料乗車券の情報を付加します。PASMOをお持ちでない場合は、PASMOを購入する際に、デポジット（預かり金）５００円が必要となります。

※チャージ分は含まず

問い合わせ	
ＩＣカード式（PASMO）に関する問い合わせ	
都営交通お客様センター	☎ 3816-5700 午前９時～午後８時（年中無休）
または、定期券発売所	午前８時～午後８時



精神障害者都営交通乗車証**精**

乗車証を提示することで、都営交通（都営地下鉄、都営バス、都電、日暮里・舎人ライナー）に無料で乗車することができます。

【対 象】 都内在住の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
（シルバーパス、その他無料乗車券の発行を受けている方は除く）

【有効期間】 発行の日から2年間

【乗車証の種類】

有効な精神障害者保健福祉手帳の原本をお持ちになり、下記窓口にお申込みください。

種 類	利 用 方 法	申込・発行窓口
紙 券	係員に乗車証を提示（日暮里・舎人ライナーは無人改札のため、インターホンで係員を呼び出し、モニターに掲示）	都電、都バス定期券発売所（12か所）
磁 気 券	【都営地下鉄】・・・自動改札機を利用 （提示による利用も可能） 【日暮里・舎人ライナー】・・・自動改札機を利用 【都電、都バス】・・・係員に提示	・都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所（11か所） ・都営地下鉄各駅窓口
ＩＣカード乗車証	【都営地下鉄】・・・自動改札機を利用 【日暮里・舎人ライナー】・・・自動改札機を利用 【都電、都バス】・・・運賃機を利用	（ＩＣカード乗車証の紛失再発行のみ）

※ＩＣカード（PASMO）・磁気券への切り替えを希望する場合は、都営地下鉄または日暮里・舎人ライナーの定期券発売所で交換することができます。

※ＩＣカード（PASMO）の紛失再発行の申込みは、上記のほか、都電・都営バス営業所、他鉄道・バス事業者窓口でも行うことができます。ただし、発行は上記の窓口のみとなります。

【発行手数料】

無料（PASMO乗車証の新規発行には、デポジット（預かり金）500円が必要になります。※チャージ分は含まず）

【新規・継続手続】

有効な手帳の原本をご持参ください。（継続の場合は、現在お持ちの手帳もご持参下さい）
発行済の乗車証の有効期限日の13日前から手続きができます。有効期限が過ぎている手帳や手帳の更新申請書の控えなどでの発行はできません。

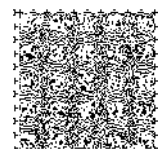
ただし、手帳の更新手続中でも、有効期限内の手帳を所持している場合は、発行可能です。
他の道府県の手帳をお持ちの方には、住民票や免許証などで東京都に住所を有していることが確認できる場合のみ発行できます。

問い合わせ

【申込・発行に関して】 指定の定期券発売所

【その他】 東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 5320 - 4464

税
公
共



9 税・公共料金

有料道路通行料金の割引 身 知

身体障害者手帳の交付を受けている方が自身で運転する場合、または身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方のうち、重度の障害をお持ちの方が同乗し、家族や介護者の方が運転する場合に割引となります。なお、割引の適用を受けるには、事前に申請窓口またはオンラインで割引登録申請を行い、手帳への登録済みシールの貼付が必要となります。

割引率 通常料金の50%

【利用方法】

ETC無線通行（ノンストップ走行）される場合は、事前に登録した自動車のETC車載器（手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップ作業を行ったもの）に事前に登録したETCカードを挿入し、ETCレーンを通行します。

※ETCカードの名義は、手帳をお持ちのご本人が18歳以上になられたら、ご本人名義に変えて頂く必要があります。

現金等でお支払いされる場合または事前登録をされていない自動車をご利用いただく場合は、一般レーン、混在レーン又はサポートレーンに進入して、料金所係員に、事前に手続きをされた身体障害者手帳または愛の手帳をご提示又はお渡しいただき、手帳の記載事項等の確認を受けて通行します。

※ETC未整備料金所、点検等によりETCレーンをご利用できない場合や通信エラーによりバーが開かない場合等には、料金所係員へETCカードを渡してのお支払いの処理となりますので、有料道路を利用される際は手帳を常に携帯してください。事前に登録したETCカードでのお支払いでも手帳をご提示又はお渡しいただけない場合は割引が適用されません。

※株式会社ミライロが提供する障害者手帳アプリ「ミライロID」をご提示いただくことで手帳の代わりとすることができます。ミライロIDのご利用に必要な手続きや利用方法等の詳細につきましては、株式会社ミライロのHP

(<https://help.mirairo-id.jp/hc/ja/hc/articles/900005624323>)からご確認ください。

【対 象】

【有料道路の通行割引区分等一覧】

区 分	対 象	事前登録できる自動車（障害者の方お1人あたり1台）
自分で運転する場合	身体障害者手帳所持者	本人又は、その他親族等の所有車
介護者が運転する場合	第一種身体障害者 第一種知的障害者	① 本人又は、その他親族等の所有車で障害者を乗せ、移動のため介護者が運転するもの ② 本人又は、その他親族等が自動車を所有していない場合でも、障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの

※知人の車や車検時の代車、レンタカーなどの事前登録されていない自動車であっても、料金所で手帳を提示いただくなど一定の要件のもとで割引されます。

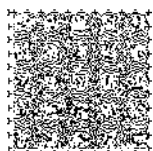
詳しくは「有料道路における障害者割引制度のご案内」や高速道路会社HPをご覧ください。

※自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」・「使用者の氏名又は名称」に法人名が記載されている自動車（割賦契約又は長期リースを除く）は対象になりません。

※車種によっては対象にならない場合もあります。

【新規申請】次のものをお持ちになり、下記窓口へ申請してください。

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳（手帳を2冊お持ちの場合は両方の手帳）
- ② 自動車検査証等（自動車を事前登録する場合） 電子車検証の方は「自動車検査証記録事項」も一緒にお持ちください。
- ③ 運転免許証（障害者本人が運転する場合）



【ETC無線通行（ノンストップ走行）をされる場合、上記に加えて以下のもの】

- ④ ETCカード（障害者本人名義・18歳未満の場合は保護者名義のもの）
 - ⑤ ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・ETC車載器セットアップ証明書）
 - ・割賦契約書又はリース契約書等
 - 割賦購入又はリース（サブスク含む）により自動車を利用されている場合
- ※各種書類は原本を提示してください。

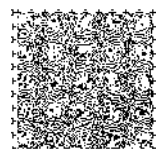
【更新・変更申請】

更新申請は割引有効期限の2ヵ月前から割引有効期限の前日まで行うことができます。また、割引有効期限内に自動車登録番号等、自動車検査証等の所有者・使用者、ETCカード名義（18歳以上は本人名義のカードに限ります）・番号、ETC車載器管理番号、または本人の氏名・住所に変更があった場合は変更申請を行ってください。申請に必要なものはどちらも運転免許証を除き新規申請の際に必要な書類と同じですが、ETCカード・ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・ETC車載器セットアップ証明書）については前回申請から変更しない場合のみ不要です。（運転免許証は、更新・変更申請の際は不要）

自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請をする場合のみ、オンラインでも申請が可能です。

URL: <http://www.expressway-discount.jp/>

問い合わせ	
料金に関する問い合わせ	
NEXCO東日本お客さまセンター	
☎ 0570-024-024 オペレーター受付：24時間対応（年中無休）	
または ☎ 03-5308-2424 <u>（PHS・IP電話のお客さま）</u>	
首都高お客さまセンター	
☎ 03-6667-5855 オペレーター受付：24時間対応（年中無休）	
（申請窓口）	
障害福祉課	王子障害相談係 ☎ 3908-9081 FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



9 税・公共料金

駐車禁止規制の適用除外 身 知 精

下記の対象に該当する方が「駐車禁止等除外標章」の交付を受け、使用中（運転・同乗）の車に掲出することで、駐車禁止規制から原則として除外されます。

※運転者が車から離れてただちに運転することができない場合は、運転者の連絡先または用務先を記入した書面を、標章と一緒に掲出する必要があります。

【対象】

都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

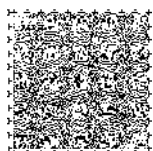
手帳の種別	障害の区分		障害の級別
身体障害者手帳	視覚障害		1 級から 3 級までの各級または 4 級の 1
	聴覚障害		2 級または 3 級
	平衡機能障害		3 級
	肢体不自由	上肢機能障害	1 級、2 級の 1 または 2 級の 2（両上肢に著しい障害がある方）
		下肢機能障害	1 級から 4 級までの各級
		体幹機能障害	1 級から 3 級までの各級
		運動機能障害	上肢機能
			移動機能
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害		1 級または 3 級
	免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
	肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級
	再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方		
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸機能障害、肝臓機能障害		特別項症から第 3 項症までの各項症
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害		特別項症から第 4 項症までの各項症
愛の手帳	1 度または 2 度		
精神障害者保健福祉手帳	1 級		
小児慢性特定疾病医療受給者証	（色素性乾皮症に係る医療費支給認定を受けた方）		

【制限】

標章を掲出しても、次のような駐車等は除外になりません。

- 1 駐停車禁止場所の駐車
- 2 法定駐車禁止場所の駐車
- 3 駐車方法に従わない駐車
- 4 車庫代わり駐車
- 5 長時間の駐車

駐車できる場所など、詳しくは管轄の警察署へお問い合わせください。



- 【手 続】都内の警察署において、以下のものを持参のうえ、申請してください。
- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、小児慢性特定疾病医療受給者証
 - ・住民票（発行日から3ヵ月以内のもの）
- ※申請者が未成年者、知的障害者もしくは精神障害者である場合または身体的理由により申請することが困難であると認められる場合は、原則として申請者の親権者、配偶者または三親等以内の血族または姻族を申請代理人とすることができます。
- ※代理人による申請の場合は、
- ・申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された「住民票の写し」又は「戸籍謄本」等。）
 - ・申請代理人本人の確認ができる運転免許証などが別途必要です。

問い合わせ		
警視庁駐車対策課	駐車対策第1係	
〒135-0063	東京都江東区有明3-27-6	
	有明フロンティアビルB棟6階	
		☎ 3581-4321（警視庁代表）
		☎ 7870-5186（内線）
滝野川警察署	交通課	
〒114-0024	北区西ヶ原2-4-1	☎ 3940-0110
王子警察署	交通課	
〒114-0002	北区王子3-22-22	☎ 3911-0110
赤羽警察署	交通課	
〒115-0043	北区神谷3-10-1	☎ 3903-0110

その他の割引

NHKテレビ受信料の減免

身 知 精

税
公共

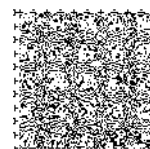
NHK放送受信料の全額または半額が免除されます。

【対象】

- 1 全額免除（世帯の中に下記のいずれかに該当する障害者がいる場合で、かつ、世帯構成全員が区民税非課税の場合）
 - ① 身体障害者
 - ② 知的障害者
 - ③ 精神障害者
- 2 半額免除（下記の障害者が世帯主で受信契約者の場合）
 - ① 視覚障害者・聴覚障害者
 - ② 重度の身体障害者（身体障害者1・2級）
 - ③ 重度の知的障害者（愛の手帳1・2度）
 - ④ 重度の精神障害者（精神障害者1級）
 - ⑤ 重度の戦傷病者（特別項症から第1款症）

※受信料免除基準における世帯とは、「同居および生計をともにする者の集まりまたは独立して同居もしくは生計を維持する単身者」をいいます。（放送受信規約第2条第3項）

- 【手 続】手帳と印鑑をお持ちになり、下記窓口で証明を受けた免除申請書を同時にお渡しする所定の封筒にて、郵送してください。



9 税・公共料金

問い合わせ

【NHK電話対応窓口】

NHKふれあいセンター（ナビダイヤル）

☎ 0570-077-077

受付時間 午前9時～午後6時（土・日・祝も受付）

※12月30日午後5時～1月3日はご利用いただけません。

【NHK郵送対応窓口】

NHK首都圏局リレーションセンター東京中央オフィス

〒163-6027 新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー27階

（証明書交付窓口）

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-9081 FAX 3908-5344

赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

前頁2の⑤の方

東京都福祉局生活福祉部 計画課援護恩給担当 ☎ 5320-4078

水道・下水道料金について

障害の程度、種別等による減免の制度はありません。

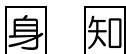
ただし、特別児童扶養手当を受給されている世帯は、申請により水道料金の基本料金と1ヵ月あたり10m³までの従量料金、下水道料金の1ヶ月あたり8m³までの料金について減免を受けることができます。

問い合わせ

水道局北営業所 営業時間 平日（月曜～金曜）8時30分～午後5時15分

〒115-8530 赤羽台3-3-21 ☎ 5963-6030 FAX 3907-4170

青い鳥郵便葉書の無償配布



青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書を入れた「青い鳥郵便葉書」を無料で配布します。

【対象】

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方

【受付期間】

4月～5月末日

【配布葉書】

通常郵便葉書（「くぼみ入り※」「無地」または「インクジェット紙」）

※くぼみ入り通常郵便葉書は目の不自由な方が使いやすいように、葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・裏表が分かるようにした葉書です。

【配布枚数】

一人につき20枚

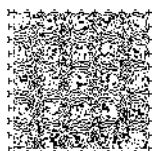
【申込方法】

①窓口申込 手帳をお持ちのうえ、最寄りの郵便局にお申しください。

②郵送申込 「青い鳥郵便葉書配布申込書」と明記した適宜の用紙に、手帳の（種類・番号・級別または程度）、住所または居所及び氏名等を記入し、最寄りの郵便局に郵送してください。

【配布方法】

4月中旬以降、最寄りの郵便局からお届けします。



郵便料金の割引

(無料となるもの)

点字のみを内容とする郵便物と盲人用録音物等郵便物で開封のもの

(特別運賃表となるもの)

盲人用点字ゆうパック、心身障害者用ゆうメール（図書館の発受する図書）

その他、心身障害者団体発行の第3種郵便物の割引などがあります。

詳しくは、郵便局へお問い合わせください。

問い合わせ

日本郵便(株)王子郵便局 〒114-8799 王子6-2-28
☎ 0570-943-472 FAX 3914-6318 (郵便部)

日本郵便(株)赤羽郵便局 〒115-8799 赤羽南1-12-10
☎ 0570-943-685 FAX 03-3903-7149

携帯電話料金の割引

携帯電話利用料金の割引が受けられます。詳しくは、下記にお問い合わせください。

問い合わせ

NTTドコモ ハーティ割引
ドコモの携帯電話から 局番なし「151」
一般電話から 0120-800-000
ホームページ <https://www.nttdocomo.co.jp/>

KDDI (au) スマイルハート割引
au携帯電話から 局番なし「157」
一般電話から 0077-7-111
ホームページ <https://www.au.com/>

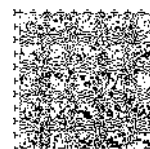
ソフトバンク ハートフレンド割引
ソフトバンク携帯電話から 局番なし「157」
一般電話から 0800-919-0157
ホームページ <https://www.softbank.jp/>

税
公共**NTT無料電話番号案内（ふれあい案内）**

NTTの電話番号案内「104」が、あらかじめ登録することにより無料になります。

【対象】

- 1 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの方
 - ① 視覚障害1～6級
 - ② 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2級
 - ③ 聴覚障害2・3・4・6級（1・5級はなし）
 - ④ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3・4級（1・2級はなし）
- 2 愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方
- 3 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方



9 税・公共料金

4 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの方

- ①視力障害の程度が特別項症～第6項症
- ②肢体不自由（上肢）の程度が特別項症～第2項症
- ③聴覚障害の程度が第2・4項症
- ④音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害の程度が第1・2・4項症

問い合わせ

☎ 0120-104174（フリーダイヤル）

月曜～金曜 午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

粗大ごみ等の処理手数料の減免

申請により粗大ごみなどの処理手数料が免除されます。

エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン（本体・ディスプレイ）は清掃事務所では収集できません。

【対象】

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受けている世帯、生活保護世帯、
老齢福祉年金を受けている世帯、中国残留邦人等支援給付を受けている世帯

【申込先】

粗大ごみ受付センター ☎ 6746-5533 ☎ 0570-075-533

受付時間 月曜～土曜（年末年始を除く） 午前8時～午後7時

問い合わせ

北区清掃事務所

☎ 3913-3141 FAX 3913-3741

都立公園などの無料入場

身 知 精

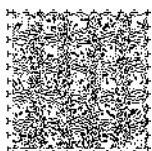
【対象】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者

施設

浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後楽園、六義園、向島百花園、清澄庭園、
旧古河庭園、旧岩崎邸庭園、殿ヶ谷戸庭園、神代植物公園、多摩動物公園、恩賜上野動物園、
井の頭自然文化園、夢の島熱帯植物館、葛西臨海水族園、東京都江戸東京博物館、江戸東京
たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京体育館、駒沢オリ
ンピック公園総合運動場、東京スポーツ文化館、東京武道館、東京辰巳国際水泳場、東京都
障害者総合スポーツセンター、東京都多摩障害者スポーツセンター、東京都庭園美術館

※一部、有料となる場合があります。ご利用の際は各公園・施設にお問い合わせください。

【問い合わせ】 各施設



都立公園駐車場無料利用**身 知 精**

【対 象】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者

施 設
赤塚公園、井の頭恩賜公園、上野恩賜公園、宇喜田公園、浮間公園、大泉中央公園、大島小松川公園、葛西臨海公園、木場公園、砧公園、小金井公園、駒沢オリンピック公園、汐入公園、潮風公園、篠崎公園、石神井公園、城北中央公園、神代植物公園、舎人公園、中川公園、野川公園、浜離宮恩賜庭園、光が丘公園、東綾瀬公園、府中の森公園、水元公園、武蔵国分寺公園、武蔵野公園、武蔵野の森公園、武蔵野中央公園、夢の島公園、代々木公園、蘆花恒春園、和田堀公園

※一部、有料となる場合があります。ご利用の際は各公園にお問い合わせください。

※都庁内駐車場については、有人の出口より退出する際手帳を提示することにより、無料で利用できます。

【問い合わせ】 各公園

区内施設使用料の減免**身 知 精**

【対 象】

身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介助者
※使用の際に手帳（原本）またはデジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください

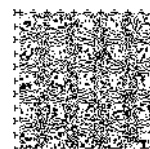
【利用料金】

上記手帳をお持ちの方 一般料金（子ども料金・高齢者料金を除く）の5割減額

その介助者 1名免除

対象となる使用料や利用時間等は施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

問 い 合 わ せ				
桐ヶ丘体育館	☎	3908-2316	FAX	3908-2317
滝野川体育館	☎	3940-1801	FAX	3940-1849
赤羽体育館	☎	3901-3140	FAX	3901-3150
北運動場	☎	3902-5639	FAX	3902-5639
赤羽スポーツの森公園競技場	☎	5948-9281	FAX	5948-9282
豊島五丁目グリーンスポーツ広場	☎	090-6923-7785		
飛鳥山博物館	☎	3916-1133	FAX	3916-5900
元気ぶらざ（温水プール）	☎	5249-2214	FAX	5249-2210
（通年営業）パノラマプール十条台	☎	5993-8337	FAX	5993-8174
（夏季営業）王子プール、桐ヶ丘プール、谷端プール	☎	5993-8337	FAX	5993-8174
いきがい活動センター（きらりあ北）	☎	5390-2220	FAX	5390-2233

税
公
共

9 税・公共料金

区立施設駐車場使用料の割引 身 知 精

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が乗車している場合に駐車場使用料が免除されます。

使用の際に手帳（原本）またはデジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。利用時間、車体制限、収容台数等は施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

問い合わせ			
北とびあ	☎ 5390-1100	FAX 5390-1409	
赤羽会館	☎ 3901-8121	FAX 3902-4226	
滝野川会館	☎ 3910-1651	FAX 3910-1698	
中央図書館	☎ 5993-1125	FAX 5993-1044	
北運動場	☎ 3902-5639	FAX 3902-5639	
赤羽スポーツの森公園競技場	☎ 5948-9281	FAX 5948-9282	
浮間子どもスポーツ広場	☎ 3969-1145	FAX 3969-1145	
豊島五丁目グリーンスポーツ広場	☎ 090-6923-7785		
桐ヶ丘体育館	☎ 3908-2316	FAX 3908-2317	
滝野川体育館	☎ 3940-1801	FAX 3940-1849	
赤羽体育館	☎ 3901-3140	FAX 3901-3150	
元氣ぶらざ（温水プール）	☎ 5249-2214	FAX 5249-2210	

区立公園駐車場無料利用 身 知 精

【対象】

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が乗車している場合に駐車場使用料が免除されます。有人駐車場の場合は、係員に手帳またはデジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。

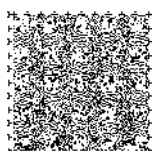
無人駐車場の場合は、出庫時、清算機備え付けのインターホンへお申し出ください。

係員が遠隔カメラにて、手帳を確認させていただきます。

施設名	利用できる日	利用時間
荒川赤羽緑地 駐車場	土・日・祝日（12月29日から1月3日を除く）	（4～9月） 午前5時45分～午後6時15分
荒川岩淵関緑地 駐車場	※平日は利用できませんので ご注意ください。	（10～3月） 午前6時45分～午後5時15分
飛鳥山公園 駐車場	通年	午前8時30分～午後6時30分
中央公園駐車場	通年	（4～9月） 午前5時45分～午後10時30分 （10～3月） 午前6時45分～午後10時30分

各駐車場とも、行事等による臨時休場があります。

問い合わせ		
荒川赤羽緑地・荒川岩淵関緑地	☎ 3903-1383	FAX 3903-1383
飛鳥山公園・中央公園	☎ 5980-9210	FAX 5980-9047



区内駐輪施設使用料の割引

通勤や通学のために駅まで自転車を利用し、さらに下記のいずれか 1 つに該当する方は駐輪施設が利用できます。

【対象】

- ・駅から住所または通勤、通学先がおおむね800メートル以上離れている方
(施設の利用状況により変更することがあります)
- ・身体に歩行困難を伴う障害がある方・児童扶養手当を受けている方・65歳以上の方

【駐輪施設の種類】**① 自転車駐車場（有料制自転車駐車場）**

JR 王子駅・東十条駅・十条駅・板橋駅・田端駅・尾久駅・赤羽駅・北赤羽駅・浮間舟渡駅、東京メトロ南北線王子神谷駅・西ヶ原駅、都営三田線西巢鴨駅周辺に自転車駐車場があります。

詳しい場所などについては、北区ホームページ「有料自転車駐車場（施設一覧・料金表 | 駐輪場）」をご覧ください。直接利用を希望する自転車駐車場にお問い合わせください。また、定期利用料金の減免制度がありますので、手続き、割引率などはお問い合わせください。減額の場合は学生料金を適用します。

問い合わせ

田端駅前、新田端大橋北・中央・南、尾久駅前、滝野川三丁目、十条駅西口、王子駅明治通り、西ヶ原駅前、北谷端公園脇、赤羽駅東口、赤羽駅南口第三、赤羽駅西口駅前、赤羽駅西口、上中里駅前

(株)ソーリン ☎5856-4665 (24時間対応)

上記の自転車駐車場以外(公社)北区シルバー人材センター ☎3908-8400

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日除く)

② 指定自転車置場（年間登録制自転車置場）

JR 駒込駅・上中里駅・十条駅・赤羽駅、東京メトロ南北線赤羽岩淵駅・志茂駅、北谷端公園脇、赤羽公園脇の年間登録制の自転車置場があります。

一斉募集期間以外でも、施設に余裕があれば利用できますので、申請手続きなど、詳しくは土木管理課自転車対策係 ☎3908-9218 へお問い合わせください。

※登録手数料について、下記の表の事項に該当する方は免除または減額があります。

【有料自転車駐車場・指定置場の免除、減額の対象者】

免除	・身体障害者手帳の交付を受けている方で、下肢（1～6級）または体幹（1～5級）の肢体不自由な方	・生活保護を受けている方
減額	・免除に該当しない方で、身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な方	・65歳以上の方
	・児童扶養手当を受けている方	

問い合わせ

土木管理課 自転車対策係 ☎ 3908-9218

